

案

第3次 大府市環境基本計画

【令和3年～令和12年】

中間見直し改定版【令和6年12月】

エコ・フレンドリープラン ～人と自然が共生する みらい輝く健康都市～



大府市

はじめに

第3次 大府市環境基本計画「エコ・フレンドリープラン」
【中間見直し改定】
～ゼロカーボンシティ実現に向けた更なる高みを目指して～

(あいさつ文)

令和6年12月

大府市長 岡村 秀人



【目次】

第1章	計画策定にあたって	1
1	中間見直しについて.....	1
2	計画の目的	5
3	計画の位置付けと役割.....	5
4	計画の期間	6
第2章	これまでの取組の成果と課題	7
1	第2次計画の総括	7
2	市民意識調査・事業所調査の結果概要.....	9
3	最近の主な環境問題.....	11
4	今後の主な環境課題.....	12
第3章	大府市が目指す環境将来都市像	13
1	環境将来都市像	13
2	基本理念	13
3	SDGsへの貢献	14
4	ゼロカーボンシティへの取組.....	15
第4章	施策の展開	16
1	基本方針・基本施策.....	16
基本方針1	持続可能なくらしづくり.....	18
基本施策①	安心・安全・快適な生活環境づくり ...	18
基本方針2	学びあうみらいの人づくり.....	20
基本施策①	地域協働・人づくり	20
基本方針3	環境に配慮した社会づくり.....	22
基本施策①	循環型社会づくり	22
基本施策②	脱炭素社会づくり	24
基本施策③	自然共生社会づくり	26

第5章 地球温暖化対策の推進（大府市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】）	28
1 基本的事項	28
2 温室効果ガス排出量の状況	29
3 温室効果ガス排出量の削減目標	30
4 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策	31
第6章 気候変動への適応（大府市地域気候変動適応計画）	32
1 基本的事項	32
2 気候変動の影響と評価	34
3 大府市地域気候変動適応計画の目標	38
4 気候変動適応に関する対策・施策	39
第7章 計画の推進に向けて	40
1 推進体制	40
2 計画の進捗管理	41
資料編	42
1 諮問・答申書	42
2 大府市環境基本条例	44
3 大府市環境審議会に関する規則	47
4 大府市環境審議会 委員名簿	49
5 環境に関する市民アンケート結果概要	50
6 環境に関する事業所アンケート結果概要	56
7 用語解説	62
8 指標一覧	68

第1章 計画策定にあたって

1 中間見直しについて

(1) 中間見直しの経緯

本市では、平成 14 年に「大府市環境基本計画」を策定し、環境マネジメントシステムの導入により計画的に環境施策を推進してきました。さらに、平成 21 年に全部改定された「大府市環境基本条例」に基づき、平成 23 年 3 月に「第 2 次大府市環境基本計画」（以下「第 2 次計画」という。）を策定し、市民や事業者などとの協働により環境を保全・創造する施策を展開してきました。第 2 次計画期間の最終年度である令和 2 年度に、これまでの取組と環境を取り巻く社会経済状況を踏まえて、持続可能な地域づくりに向けた次の 10 年間の取組の方向性を定める、新たな第 3 次大府市環境基本計画を策定しました。さらに、令和 32 年度に温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ」の表明を行いました。

今回、現計画の計画期間の 4 年を経過すること、また、現計画の策定後に、カーボンニュートラルの国を挙げての推進、国の地球温暖化対策計画の改定及び本市の「世界首長誓約／日本」誓約書への署名などといった大きな変化があったことを踏まえ、中間見直しとして、「第 3 次大府市環境基本計画 見直し改定版（以下「本計画」という。）」を策定しました。

なお、本計画では、以下の計画を含めて策定しています。

- 大府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 大府市生物多様性地域戦略
- 大府市地域気候変動適応計画

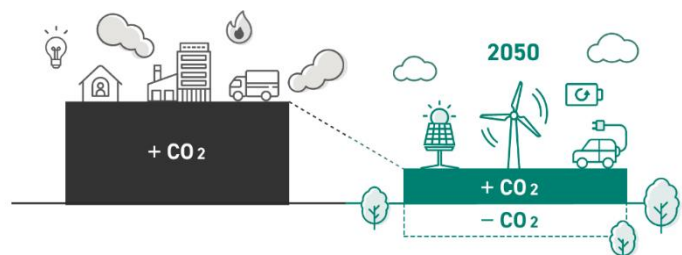
(2) 社会情勢の変化

①国のカーボンニュートラル宣言

令和 2 年 10 月、国は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、平成 27 年にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、世界的な平均気温上昇を工業化以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること（2℃目標）、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること等を合意しました。

この実現に向けて、世界各国で取組を進めており、120 以上の国と地域が「2050 年カーボンニュートラル」という目標を掲げています。



②国の地球温暖化対策計画の改定

地球温暖化対策計画（環境省）は、地球温暖化対策推進法に基づく国の総合計画で、平成 28 年 5 月 13 日に閣議決定した前回の計画を 5 年ぶりに改定しました。国は、令和 3 年 4 月に、令和 12 年度において、温室効果ガス 46%削減（平成 25 年度比）を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

改定された地球温暖化対策計画は、この新たな削減目標も踏まえて策定したもので、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、新たな令和 12 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

図表 1-1 国の地球温暖化対策計画の改定について（出典：環境省資料）

■ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画				
「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標※等の実現に向け、計画を改定。				
※我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。				
温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
	14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別				
産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）	0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

図表 1-2 国の地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策（出典：環境省資料）

再エネ・省エネ	- 改正温対法に基づき自治体が促進区域を設定 → 地域に裨益する再エネ拡大（太陽光等） - 住宅や建築物の省エネ基準への適合義務付け拡大
産業・運輸など	2050年に向けたイノベーション支援 →2兆円基金により、水素・蓄電池など重点分野の研究開発及び社会実装を支援 - データセンターの30%以上省エネに向けた研究開発・実証支援
分野横断的取組	2030年度までに100以上の「脱炭素先行地域」を創出（地域脱炭素ロードマップ） - 優れた脱炭素技術等を活用した、途上国等での排出削減 →「二国間クレジット制度：JCM」により地球規模での削減に貢献

③地域循環共生圏（ローカルSDGs）

地域循環共生圏（ローカルSDGs）は、国の第五次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）で掲げられました。都市も地方も多くの課題が山積するなか、それぞれの地域が主体的に「自ら課題を解決し続け」、得意な分野でお互いに支えあうネットワークを形成していくことで、地域も国全体も持続可能にしていく「自立・分散型社会」です。

地域循環共生圏には三原則があり、「地域の主体性＝オーナーシップ」、「地域内外との協働＝パートナーシップ」、「環境・社会・経済課題の同時解決」によって持続可能な社会を目指します。

「自立した地域」とは、自ら課題解決を続け、地域づくりを持続している地域のことです。環境・社会・経済の課題を同時解決する「ローカルSDGs事業」を地域で数多く生み出していくことで地域づくりは加速し、地域同士の支え合いのネットワーク構築にもつながります。

④気候変動と適応

地球温暖化の対策には、その原因物質である温室効果ガス排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）「緩和」と、気候変動に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する（または気候変動の好影響を増長させる）「適応」の二本柱があります。

「適応」とは、「現実の気候または予想される気候およびその影響に対する調整の過程、人間システムにおいて、適応は害を和らげもしくは回避し、または有益な機会を活かそうとする。一部の自然システムにおいては、人間の介入は予想される気候やその影響に対する調整を促進する可能性がある」と定義されています。気候変動による悪影響を軽減するのみならず、気候変動による影響を有効に活用することも含みます。



（出典：環境省資料）

⑤「世界首長誓約／日本」誓約書への署名

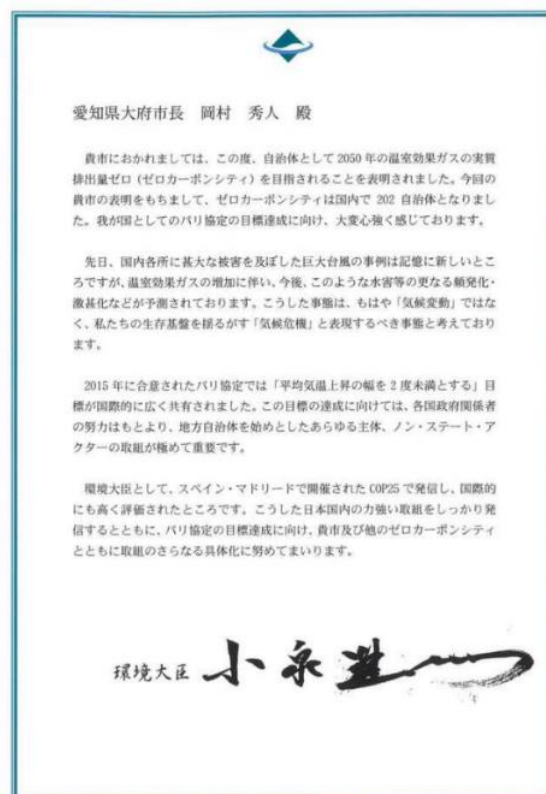
本市は、県内では4番目、知多半島では初めて、世界気候エネルギー首長誓約のメンバーである「世界首長誓約／日本」の誓約書に令和4年8月1日に署名し、持続可能でレジリエント（強靱）な地域づくりを目指すとともに、パリ協定の目標達成に貢献することを推進しています。

誓約後2年以内に、3つの誓約事項に関する目標、温室効果ガス排出量などの状況、具体的な目標達成方策などに関する行動計画を策定・報告し、これに取り組みます。

3つの誓約事項
■持続可能なエネルギー（エネルギーの地産地消など）を推進します。
■令和12年の温室効果ガス排出量は国の削減目標以上の削減を目指します。
■気候変動の影響などに適応し、レジリエント（強靱）な地域づくりを目指します。



誓約書の署名



環境大臣からの通知

2 計画の目的

本計画は、大府市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方針、さらに市民・事業者・市の役割などを示すものです。将来世代の市民への健康で快適な環境の継承と環境負荷の低減を図り、人と自然とが共生できる社会の構築の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

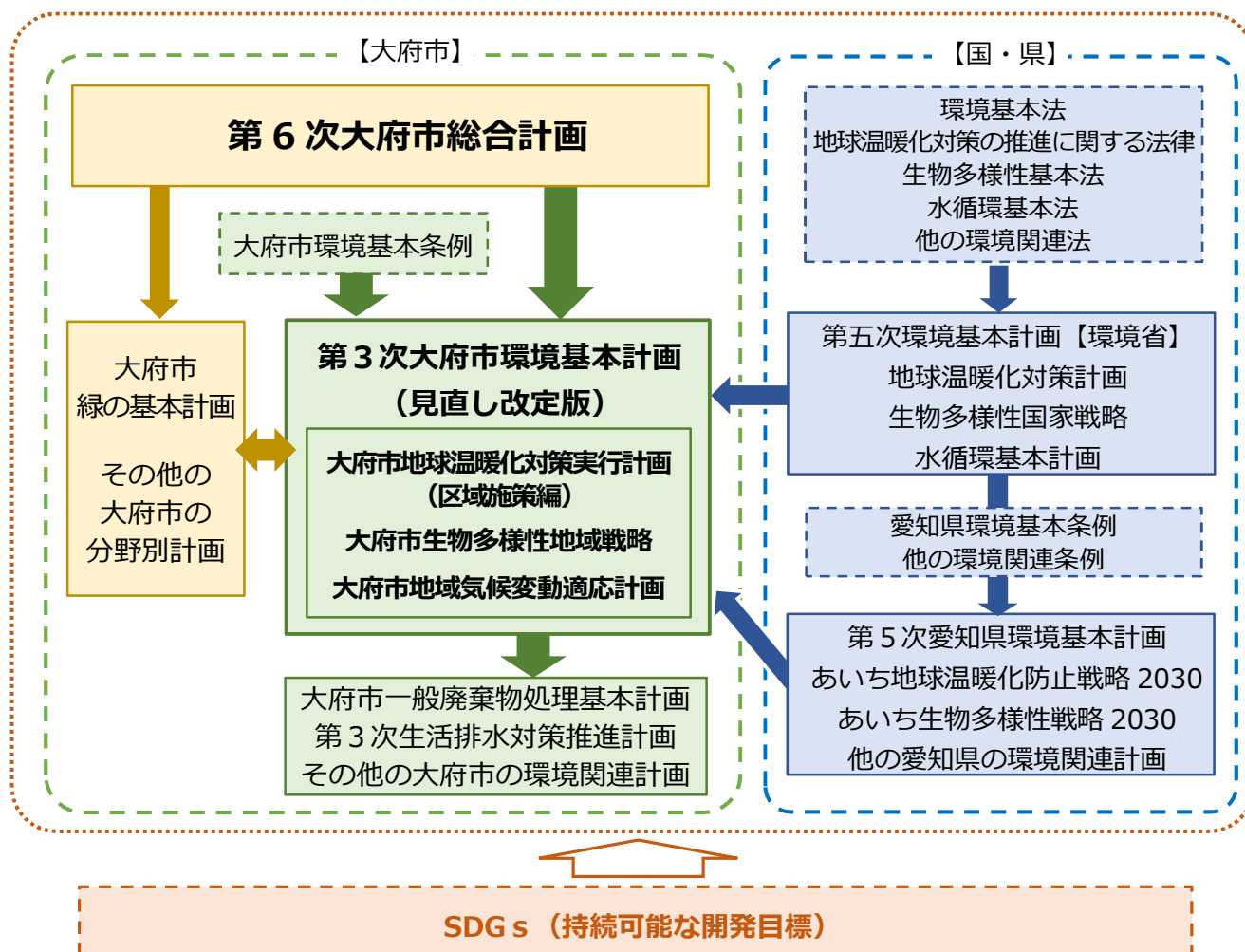
3 計画の位置付けと役割

本計画は、令和2年3月に策定された「第6次大府市総合計画」の環境分野の分野別計画としての役割を担っています。また、本市のその他の分野別計画と整合を図っています。さらに、本計画は、「大府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「大府市生物多様性地域戦略」及び「大府市地域気候変動適応計画」を含めて策定する環境分野の総合的な計画です。

「第五次環境基本計画（環境省）」、「第5次愛知県環境基本計画」をはじめとした、国や県の環境関連計画の内容も踏まえて策定しています。

さらに、国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）にも貢献していくこととします。

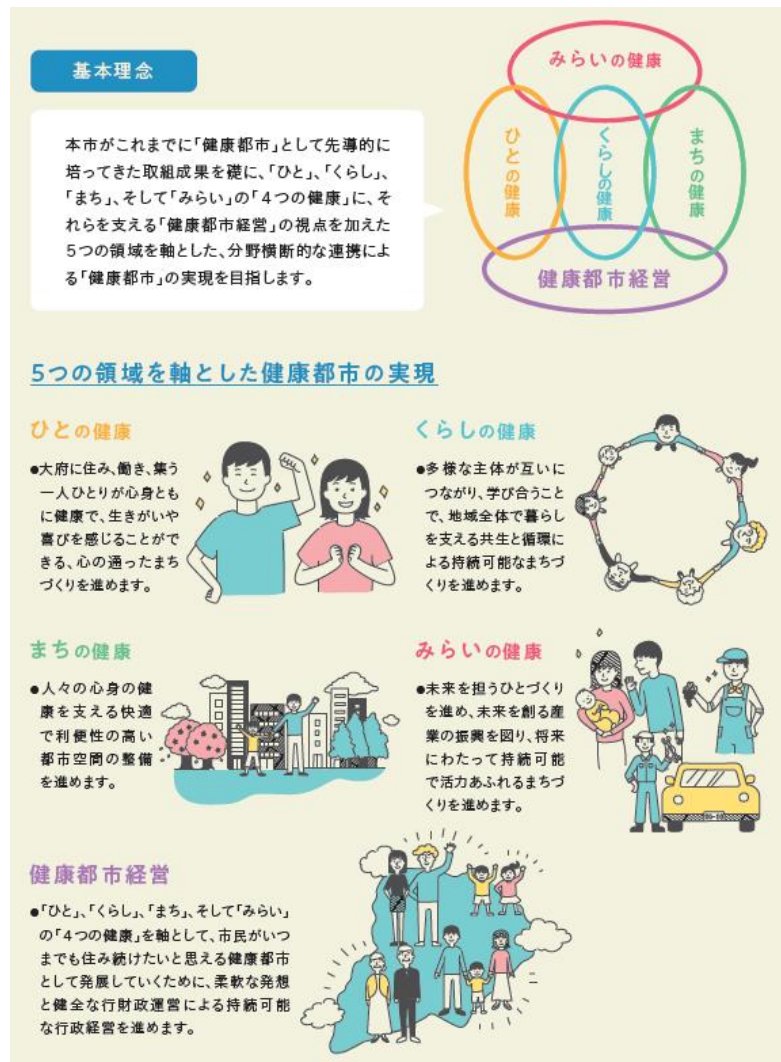
図表 1-3 計画の位置づけ



【参考：「第6次大府市総合計画」の概要】

総合計画は、市の総合的かつ長期的な行政運営の指針であり、その将来都市像を市民と共有することが持続可能なまちづくりには重要な要素です。

「第6次大府市総合計画」は、これまで以上に活気に満ちた、住みよさを実感できるまちを目指し、新しい地域経営計画として策定するものです。



図表 1-4 第6次大府市総合計画の概要
(出典：第6次大府市総合計画)

4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和12年度までの6年間とします。なお、本計画は毎年度実施状況をチェックするとともに、本市の環境状況や社会経済状況などにより必要が生じた場合は、計画の期間中に見直しを行います。

※第6次大府市総合計画の期間は、令和2年度から令和12年度までの11年間です。

第2章 これまでの取組の成果と課題

1 第2次計画の総括

(1) 平成23年～令和2年の大府市の環境分野に関する主なトピックス

① バイオマス産業都市構想

バイオマス資源とエネルギーを地産地消する「都市近郊型バイオマス・新エネルギー利活用ネットワーク」の構築を目指した「大府市バイオマス産業都市構想」に基づく中核施設として、平成27年に民間事業者によりバイオの力で食品廃棄物をエネルギーに換える「バイオガス発電施設」が横根地区に整備されました。この施設では、食品関連事業者の食品廃棄物のほか、本市の小・中学校、保育園の給食残渣を受け入れるとともに、家庭系生ごみ分別収集の推進にも活用されています。



横根バイオガス発電施設

② 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」

平成28年10月、大府市、至学館大学、リネットジャパン株式会社（当時）にて「都市鉱山メダル連携促進委員会」を発足し、平成29年4月からは「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」として、東京2020組織委員会、NTTドコモ、東京都とともに使用済み小型家電の回収を推進しました。本市だけで金メダル9個を製作できる量の携帯電話とパソコンを回収し、東京オリンピック・パラリンピックに貢献しています。



都市鉱山メダル連携促進委員会発足式

(2) 主な成果・課題

5つの基本方針及び14の基本施策を環境目的とし、基本方針にはそれぞれ定量的な目標(数値化、具体化された達成度)を設定しました。さらに、14の基本施策には39の単位施策と113の個別施策があり、個別施策ごとに関連事業の環境目標を設定しました。計69の対象事業に対して**目標達成率 70.0%**（目標達成事業数48、目標未達成事業数21）となりました。

【基本方針1 身近で取り組む地球温暖化防止】

主な施策	成果・課題
・食育を通じた地産地消の推進 ・事業者のグリーン購入の促進 ・エコカーの普及促進 ・駐輪場の整備推進 ・市民のグリーン購入等の促進	・学校や保育園の給食で地元農産物による新たな献立を作成し、提供した。 ・令和元年度の市役所グリーン購入率95%。EMS研修にて各課等に周知した。 ・公用車へのエコカー導入、充電スタンド利用促進を図った。 ・自転車駐車場利用台数が170万台に達し、サイクルアンドライドを推進した。 ・令和元年度のレジ袋有料化による辞退率が89.3%まで上がった。

【基本方針2 循環型の暮らしの実現】

主な施策	成果・課題
・ごみ減量の市民運動・地域活動の促進 ・生ごみの減量化、たい肥化の促進 ・廃棄物の適正な処理方法の確保 ・地域における資源回収の促進	・小学校や企業等での出前講座、食生活改善推進員による料理教室、講演会やKURUTOおおぶにレシピカード設置などを進めた。 ・アスパ無料配布やたい肥化容器購入費補助を行い、家庭におけるごみと資源の総排出量の減少を図った。 ・新焼却施設が建設完了した。大東最終処分場を供用開始した。 ・メタル及びスラグや事業系食品残渣の資源回収が進み、資源化率が向上した。

【基本方針3 自然との共生による生物多様性の保全】

主な施策	成果・課題
・農地の保全 ・生物環境情報の収集と発信 ・公園・緑地の整備推進 ・身近なビオトープの整備の促進	・農業塾などを通じた担い手等の育成・確保、農地銀行預託農地の情報提供による遊休農地の有効利用・農地の集積を進めた。 ・ニツ池セレクトナ講座で年間40回の自然観察会を実施した。 ・ハツ屋大池公園、てるへい公園の整備を完了。宅地開発指導や土地区画整理補助事業により公園・緑地を確保した。 ・小学校の池などのビオトープで生物観察を総合学習で実施した。 ・45の公共施設で緑のカーテンを設置したが、啓発できる施設が減少した。

【基本方針4 安全・安心で健康な生活環境の保全】

主な施策	成果・課題
・事業所等における取組の促進 ・化学物質排出量の把握と情報発信 ・ポイ捨て、ごみ出しなどのモラル向上の促進 ・公共下水道の整備	・商工会議所等と協力し、環境対策の設備投資への融資制度を情報提供した。 ・工場排水調査を実施し、協定値適合率90.9%を達成した。 ・大気汚染、河川水水質分析、道路騒音の調査で環境基準達成率60.6%。 ・畜産農家への薬剤配布によるハエ等の害虫発生を抑制し、さらに、化学肥料や農薬の使用量を減少させる取組を支援した。 ・スマイルおおぶでアダプトプログラムの番組を制作し、放送して活動を支援した。不法投棄回収件数も減少している。 ・公共下水道の整備推進、施設の適正な維持管理が図られ、水洗化率も向上した。

【実現のための基本方針 市民・地域・事業者・行政の協働の推進】

主な施策	成果・課題
・エコライフ講座等の開催 ・市民による環境調査の実施 ・環境活動団体交流会の開催 ・自治会・コミュニティ等における環境活動への支援 ・環境マネジメントシステムの的確な運用	・環境家計簿を活用したエコライフに関する出前講座や研修会を実施した。 ・いきものブックによるいきもの観察会を開催した。 ・環境パートナーシップ会議で団体交流が行われ、二ホンタンポポの保全活動や緑のカーテン講座などを実施。 ・ごみゼロ運動や「クリーン・アップ・ザ・ワールド in 大府」を支援した。 ・新規採用職員や幹部職員等への研修や大府市環境審議会への実績等報告などにより、環境マネジメントシステムを的確に継続運用した。 ・空調の温度設定等で庁舎内の省エネ化を推進した。一方で、クールシェアスポットや小中学校のエアコン使用等で、電気・ガス・水道使用量が増加した。



(写真左から) 外来種の駆除及び啓発、おおぶいきものブック・いきものマップの作成、レジ袋削減・マイバッグ持参の啓発
 (※いずれも、地域に密着した環境づくりに関心のある方の組織として、市民団体・コミュニティ・事業者などの代表者により、平成15年度に発足した『大府市環境パートナーシップ会議』の取組より)

2 市民意識調査・事業所調査の結果概要

(1) 調査概要

市民の環境問題への意識や取組状況、今後の意向などを聴収し、環境基本計画の課題や今後の方向性を検討するために、「環境に関する市民アンケート調査」を実施しました。

【調査期間】令和元年6月20日～7月9日

【調査対象】無作為抽出で15歳以上の市民2,000人に郵送

【有効回答数】900人（有効回答率45.0%）

また同期間に、事業所に対して、環境問題への取組状況や今後の意向、課題などを把握するための「環境に関する事業所アンケート調査」を実施しました。

【調査対象】市内事業所の中から規模や業種のバランス等を考慮して100社を抽出し郵送

【有効回答数】74社（有効回答率74.0%）

(2) 調査結果のポイント

<大府市の環境が快適と思う市民>

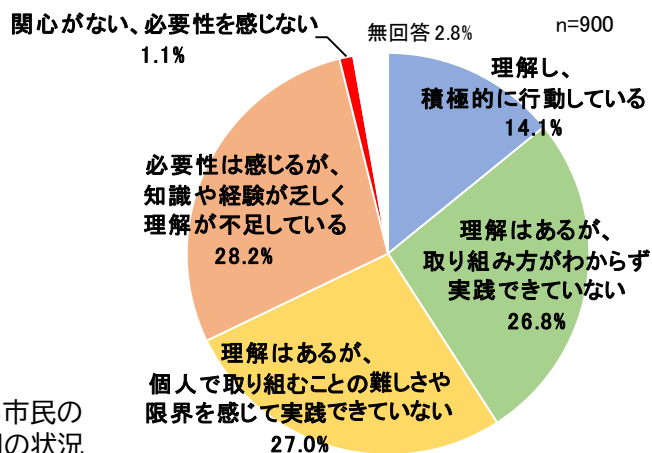
83.2%

（「そう思う」
「どちらかと言えばそう思う」の合計）

<環境への理解はあるが実践できていない市民>

53.8%

（「取り組み方がわからない」
「難しさや限界を感じる」の合計）



<関心のある環境問題>

第1位 地球温暖化

55.8%

第2位 廃棄物問題

資源リサイクル

33.3%

第3位 たばこの吸殻や

ごみのポイ捨て

28.8%

<環境活動に参加したいと思う市民>

65.0%

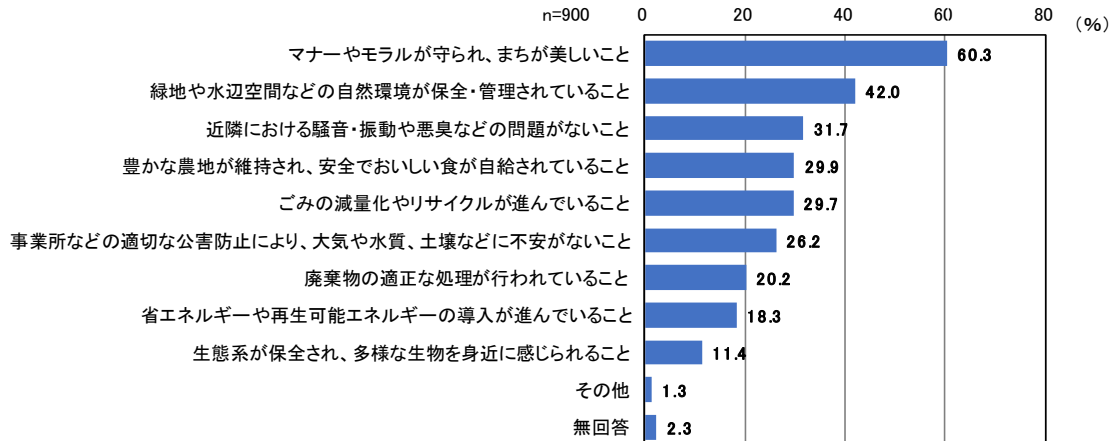
(「積極的に」「時間があれば」の合計)

<生活環境においてマナー・モラルを重視する市民>

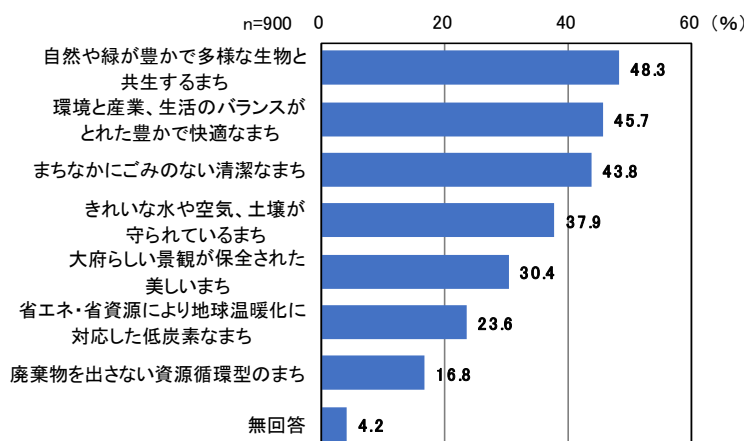
60.3%

(「マナーやモラルが守られ、まちが美しいこと」)

図表 2-2 生活環境において重要と考える要素



図表 2-3 大府市が目指す『環境分野への配慮が行き届いている姿』のイメージ



<市民が望む将来都市像>

「自然や緑が豊かで
多様な生物と
共生するまち」

48.3%

(大府市が目指す『環境分野への配慮が行き届いている姿』のイメージ)

<事業所として環境問題に取り組む理由>

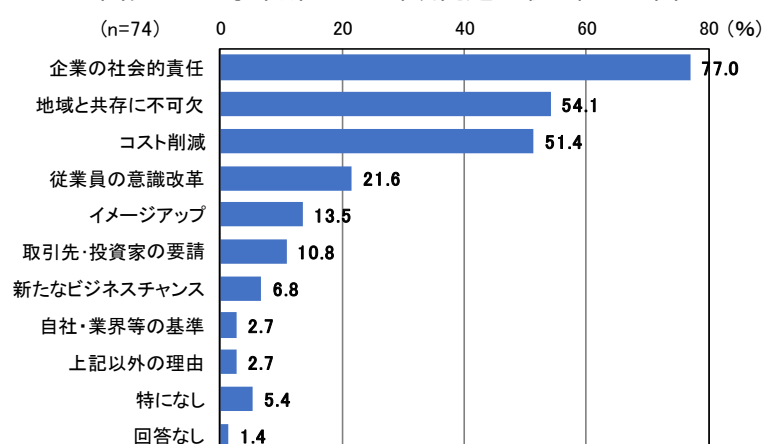
「企業の社会的責任」

77.0%

「地域と共存に不可欠」

54.1%

図表 2-4 事業所として環境問題に取り組む理由



3 最近の主な環境問題

野焼きの煙で洗濯物に臭いが…

畑に囲まれたのどかな場所に引っ越してきたけど、隣の農家の方の野焼きの煙がひどくて洗濯物に臭いが着いちゃう。何とかならないの！近所づきあい面倒だから直接話すのはイヤだわ。



ちょっとした気遣いを

農家さんは昔からそこで畑をやっているみたい。引っ越してきたとき、お互いに挨拶しなかったのかな。この場合、ちょっとした気遣いや話し合いで何とかならないかな？

バーベキューの騒ぐ声がうるさい

隣の若い夫婦、週末になると仲間と庭でバーベキューをよくやるの。遅いときは夜10時まで大声が聞こえてきて寝れない…。後が怖いから注意しにくい。これって騒音の公害にならないかしら。法律とかで取り締まってほしいけど。

日常的なおしゃべりから

話し声は公害にはならないのでは。市役所は近所同士のトラブルには介入できないと思うよ。これからここで暮らしていくんだし、まずは話をしてみれば良いのにね。



ご近所さんにごみの出し方を確認するの？

隣の市から転入してきてびっくり。市役所にごみの出し方を尋ねたら「地域ごとにごみ置き場を管理しているから、班長さんやご近所さんにごみの出し方を聞いてから使ってください。」だって。面倒くさいから自治会なんか入るつもりもないし、わずらわしい近所づきあいをしたくない。毎日ごみは出るんだから、なんとかならないのかな。



ご近所づきあいを大切に

新しい生活を送るためには、ちょっとした面倒くささや負担はあるんじゃないの。それにご近所づきあいてその土地で暮らしていくために必要じゃないかしら。ごみ置き場の管理はみんな協力してやっているのにね。

空き地に雑草が生えて…

隣の空き地、草ぼうぼうで、虫が発生して嫌になっちゃう。所有者は見たことあるけど、挨拶もなしで知らん顔。連絡先が分かれば、雑草の処理や空き家の管理をお願いするんだけど。

お互い様の気持ちで

所有者もいずれはそこに来るかもしれないし、ご近所に挨拶くらいしてもいいよね。お互い様の気持ちがあれば解決できることも多いのにね。

一番多いポイ捨てはタバコの吸い殻

愛煙家の私は、健康づくりのために川沿いのウォーキングが日課。ふと川を見ても空き缶のポイ捨てが多い…。タバコをふかしながら、「これではいくら『SDGsで持続可能なまちづくり』なんて言っても無理だなあ」と思いました。

まちも人も暮らしも健康に

空き缶のポイ捨ても多いけど、一番多いのはタバコの吸い殻。この人、吸殻入れ持っているのかしら？そもそも歩きながらの喫煙は、美しいまちづくり条例の禁止事項じゃなかった？私たち「健康都市おおぶ」の市民は、心身ともに健康でいたいよね。



4 今後の主な環境課題

前述の第2次計画の総括や市民意識調査・事業所調査の結果、最近の主な環境問題などを踏まえて、今後の環境行政における主要課題を以下の5点に整理します。

【課題1】 安心・安全で 快適な暮らし づくり

■『「健康都市おおぶ」みんなで美しいまちをつくる条例」に基づき、引き続き市民や地域、事業所がマナーやモラルの向上を図り、コンプライアンスを遵守することが重要です。さらに、身近な環境の美化、公衆衛生、環境基準に基づく環境保全を進めることで、暮らしの基盤となる安心・安全が確保され、快適で健康的に過ごすことができる生活環境を持続していくことが求められます。

【課題2】 場づくり 機会づくり 人づくり

■多様な市民が身の回りの環境を守る活動に主体的に取り組んできたことが、最大の特徴であり強みです。今後も、新たな市民や事業所も加わり、地域ぐるみでわがまちの環境を守り育てていくことが重要です。そのために、身近な環境の魅力や変化について関心を高めたり、気軽に参加・学習できるような場や機会づくりを通じて、自ら行動できる人材を育てていくことが求められます。

【課題3】 ごみの減量 資源化

■新たなごみ処理施設や最終処分場、バイオガス発電施設の整備が進み、ごみ減量のための市民や地域、事業所の取組も活発化しています。今後、食品ロスの削減やプラスチックごみの削減などが重要な課題になることから、これまで以上に廃棄物の発生抑制や適正処理を強化するとともに、関係機関と連携しながら循環型社会づくりに取り組んでいくことが求められます。

【課題4】 地球温暖化 対策

■地球温暖化による環境への影響が顕在化するなかで、温室効果ガス削減が世界共通の課題となっており、市民の関心も高まっています。今後、省エネルギー・省資源型のライフスタイルを浸透させるとともに、環境に配慮した企業経営を積極的に推し進めることで、化石エネルギーに依存した社会・経済活動から脱却し、持続可能な脱炭素社会づくりを進めていくことが求められます。

【課題5】 自然環境の 保全

■貴重な財産である水や緑などの豊かな自然や多様な生態系が、少子高齢化による保全の担い手不足や都市化の進展などによって脅かされないように、自然環境の適切な維持管理、身近な公園や緑地の整備、健全な水と緑のネットワークづくり、生物多様性の啓発などを通じて、人と自然が共生する社会づくりを進めることが求められます。

第3章 大府市が目指す環境将来都市像

1 環境将来都市像

第6次大府市総合計画の将来都市像を環境の視点から捉えたものとして、本計画の環境将来都市像を次のように設定します。

＜第6次大府市総合計画の将来都市像＞
いつまでも 住み続けたい サスティナブル健康都市おおぶ

＜第3次大府市環境基本計画の環境将来都市像＞
人と自然が共生する みらい輝く健康都市
～安心して暮らし続けることができる
まちを実現しよう 我がまち大府で～

本市の将来都市像のキーワードは、「サスティナブル健康都市」です。「サスティナブル」とは、「持続可能な発展」という意味です。まちの持続可能性のためには、市民が主体となって環境を守っていくこと、そして、私たちの生活と自然が共生することが重要です。

そこで、未来に向けて、市民、事業者及び市などの様々な主体が協働で取り組むことにより、これからも輝き続けることができる健康都市を実現しようという考えを環境将来都市像に表現しています。

2 基本理念

本計画の環境将来都市像を実現するための基本理念を次のように設定します。

＜環境将来都市像を実現するための基本理念＞
**一人ひとりが自分のこととして環境を意識し、
学び、気づき、そして行動する市民を育む**

様々な環境の変化が、私たちの生活に影響を及ぼすようになっていきます。このため、身近な環境から地球規模の環境まで、市民一人ひとりが、自分に関係することとして意識するとともに、環境について学校・家庭・地域・事業所及び生活の中で学んだり、身近な環境の変化などに気づいたりすることにより、環境を守るための行動を日常的に行う市民を育むことが大切と考え、基本理念として表現しています。

3 SDGsへの貢献

「SDGs (Sustainable Development Goals)」とは、持続可能な世界を実現するために、平成27年9月の国連サミットで採択された平成28年から令和12年までの国際目標です。地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDGsは国家だけではなく、民間企業やNPO、各地の地方自治体も積極的に取り組んでいます。

SDGsには、国際社会全体に関わる幅広いテーマの17のゴール(目標)が定められています。スケールは異なるものの、本計画においても目指すべき方向性は同様であることから、環境に直接的に関係するゴールを中心としながら、その他のゴールに関しても環境の視点から関連性を持って事業を展開し、SDGsの推進に貢献します。



- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| 1. 貧困をなくそう | 10. 人や国の不平等をなくそう |
| 2. 飢餓をゼロに | <u>11. 住み続けられるまちづくりを</u> |
| <u>3. すべての人に健康と福祉を</u> | <u>12. つくる責任 つかう責任</u> |
| 4. 質の高い教育をみんなに | <u>13. 気候変動に具体的な対策を</u> |
| 5. ジェンダー平等を実現しよう | <u>14. 海の豊かさを守ろう</u> |
| <u>6. 安全な水とトイレを世界中に</u> | <u>15. 陸の豊かさを守ろう</u> |
| <u>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに</u> | 16. 平和と公正をすべての人に |
| 8. 働きがいも経済成長も | 17. パートナースhipで目標を達成しよう |
| 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

※太字(下線)は、第6次大府市総合計画の「目標4 環境にやさしい持続可能なまち」のSDGsにおける目標

4 ゼロカーボンシティへの取組

近年、世界的に猛暑や豪雨など地球温暖化が原因とみられる異常気象による災害が増加しており、本市もその被害の例外ではありません。

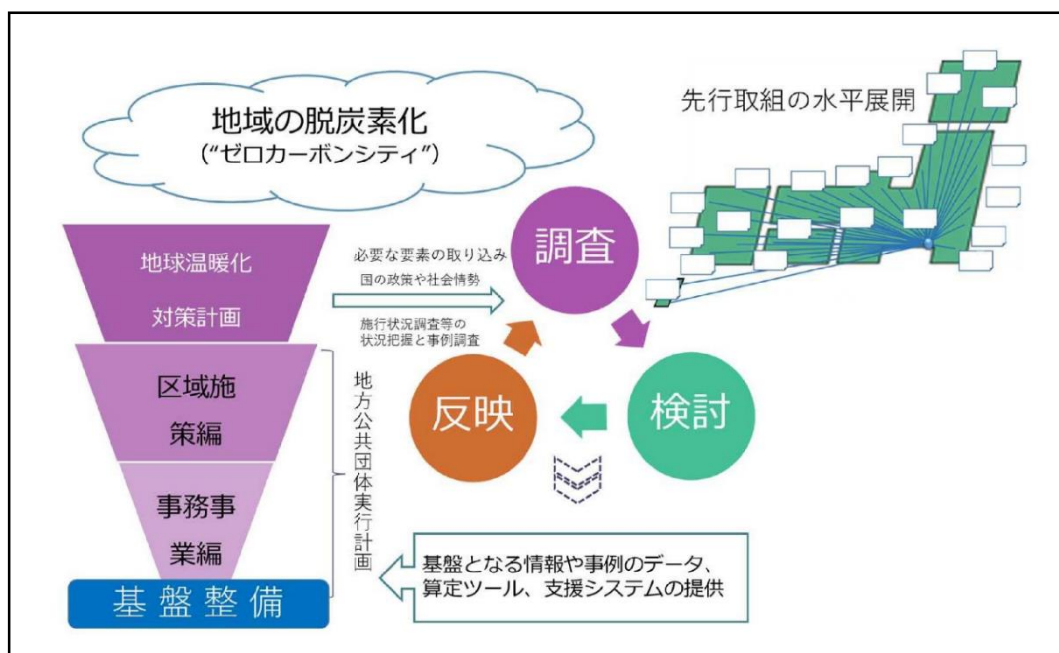
こうした被害から人々の生命や財産、社会インフラ、そして自然や生態系を守るために不可欠となる地球温暖化対策は、国、地方自治体、事業者、そして住民といった全ての主体が参加・連携して取り組むことが必要であり、地方自治体には自ら率先した取組を行うことで、区域の事業者・住民の模範となることが望まれています。

平成 27 年に合意されたパリ協定では「産業革命前からの平均気温上昇を 2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有され、令和元年に公表された I P C C (国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書では、この目標を達成するためには「2050 年までに温室効果ガスの実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

環境省では、こうした目標の達成に向け、令和 32 年に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自ら表明した地方自治体を「ゼロカーボンシティ」として国内外に広く発信するとともに、地方自治体へ表明の検討を呼びかけており、表明する県や市町村などの自治体が着実に増えています。本市においても「ゼロカーボンシティ」を表明し、地球温暖化対策に寄与していきます。

サステナブル健康都市を将来都市像に掲げて S D G s に取り組む本市は、これらの趣旨に賛同し、国際社会の一員として地球規模（国レベル）の課題に寄与しながら、「令和 32 年度温室効果ガスの排出量実質ゼロ」に向けた最初の 10 年を計画期間とする本計画の推進により、市民や事業者と共にゼロカーボンシティの実現に向けた取組を着実に進めていきます。

図表 3-1 環境省のゼロカーボンシティ実現に向けた検討・基盤整備



(出典：環境省資料)

第4章 施策の展開

1 基本方針・基本施策

多くの市民が望んでいる安心・安全・快適な生活環境づくりには、安定した幹（骨格）が必要です。また、その幹を育てるためには、主体的に活動する人や地域協働による連携の根（基盤）を張り巡らせることが重要です。

本計画を推進することで広く根を張り巡らせ、太くて丈夫な幹を育てることにより、『循環型社会』、『脱炭素社会』、『自然共生社会』といった本市の環境を守る枝葉（成果）が育まれ、持続可能な環境将来都市像を実現します。

本計画の環境将来都市像を実現するための基本方針及び基本施策を以下のように設定します。

◎基本方針1 持続可能なくらしづくり

○基本施策① 安心・安全・快適な生活環境づくり

◎基本方針2 学びあうみらいの人づくり

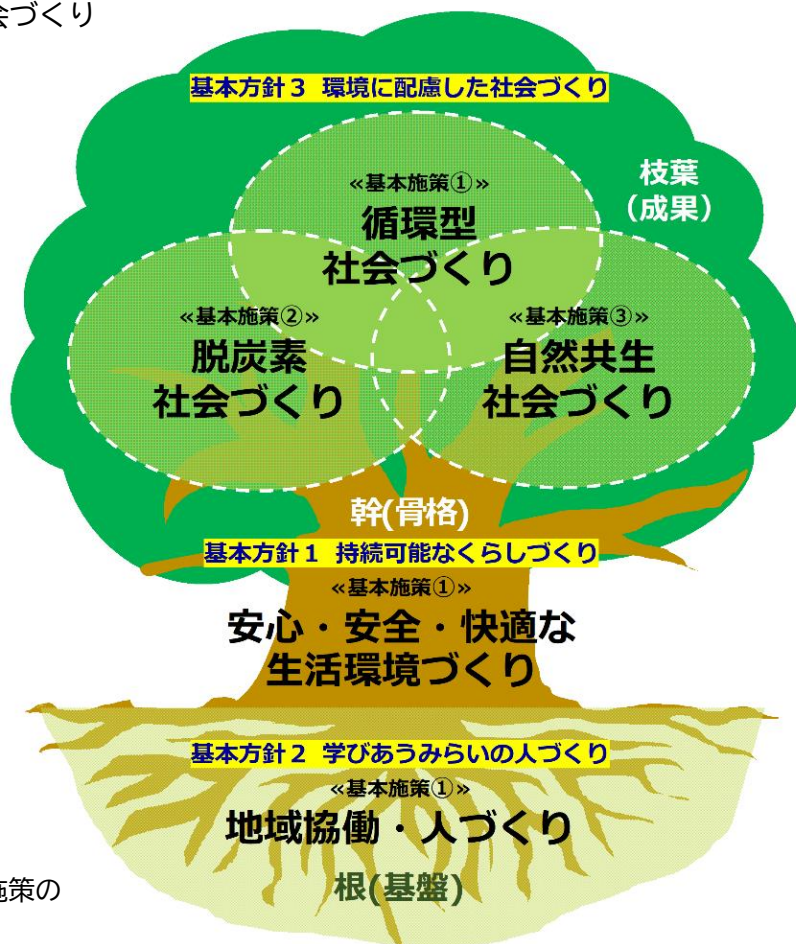
○基本施策① 地域協働・人づくり

◎基本方針3 環境に配慮した社会づくり

○基本施策① 循環型社会づくり

○基本施策② 脱炭素社会づくり

○基本施策③ 自然共生社会づくり



図表 4-1 基本方針・基本施策の
概念図

《基本方針1》 持続可能なくらしづくり

【基本施策①】
安心・安全・快適な
生活環境づくり

単位施策1 環境基盤の醸成

単位施策2 マナー・モラルの向上

《基本方針2》 学びあうみらいの人づくり

【基本施策①】
地域協働・人づくり

単位施策1 環境学習・環境教育の推進

単位施策2 連携・協働による環境保全活動の推進

《基本方針3》 環境に配慮した社会づくり

【基本施策①】
循環型社会づくり

単位施策1 廃棄物の適正処理

単位施策2 連携・協働による循環型社会の推進

【基本施策②】
脱炭素社会づくり

単位施策1 環境にやさしいライフスタイルの促進

単位施策2 環境に配慮した事業活動の促進

単位施策3 環境負荷の少ないまちづくりの推進

【基本施策③】
自然共生社会づくり

単位施策1 生物多様性への理解促進

単位施策2 多様な生態系の保全

単位施策3 水と緑のネットワークづくり

基本方針 1

持続可能なくらしづくり

基本施策①

安心・安全・快適な生活環境づくり

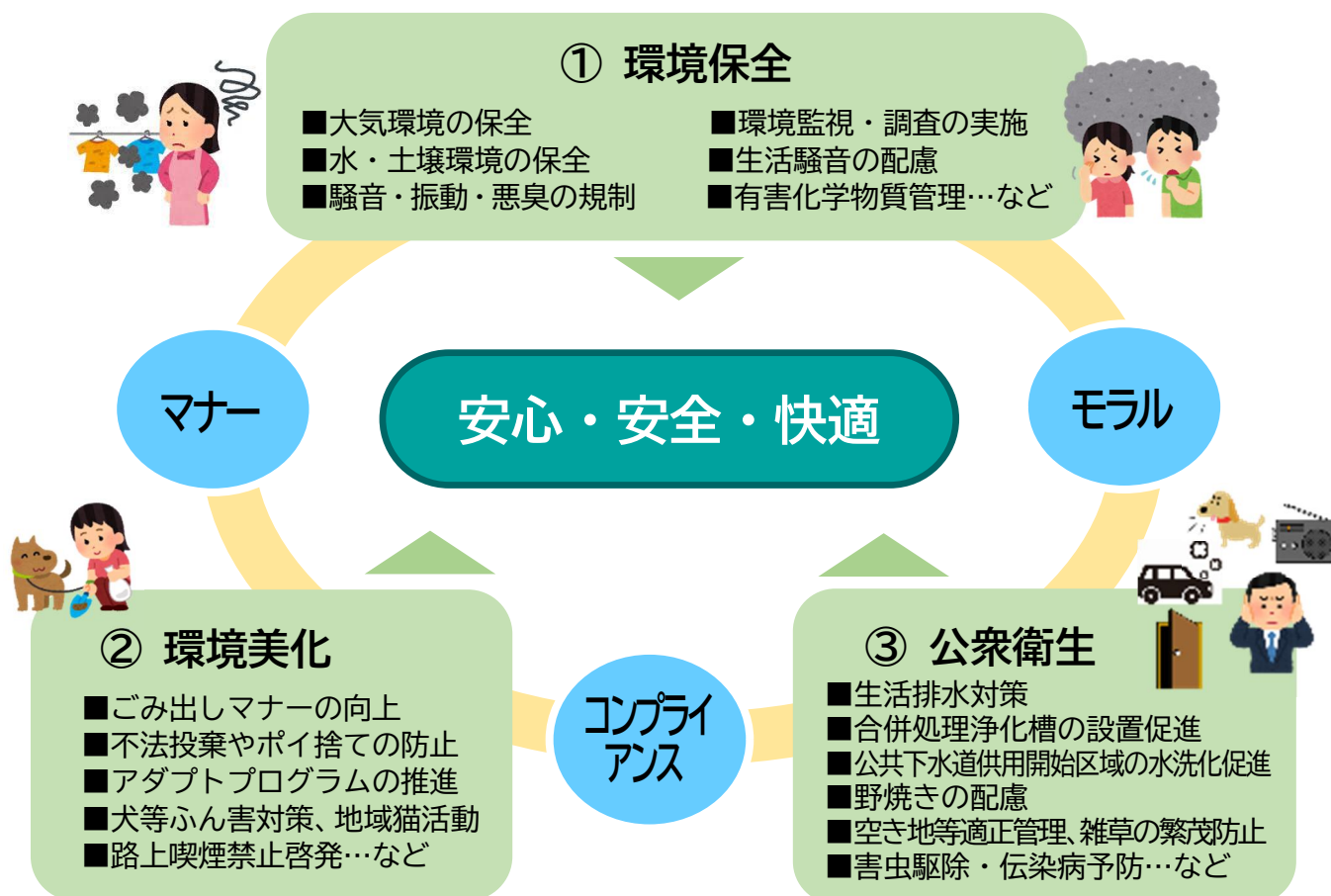
大府市地域気候
変動適応計画
に関する施策を
含む

本市では、『健康都市おおぶ』みんなで美しいまちをつくる条例』に基づき、市民や地域、事業者、市が協力して着実に環境美化に取り組んできました。工場等が守ることとされている環境基準の達成状況も年々改善されています。一方で、ごみやタバコのポイ捨て、ペットの糞、生活騒音や野焼きなどの近隣トラブルは、“少しくらい大丈夫…”といった個人のマナーやモラルの低下に起因するものが中心となっています。さらに、高齢化の進展などにより、これまで地域が主体となって取り組んできたごみゼロ運動などの美化活動も、今後は維持・継続が難しくなることが懸念されます。

本施策は、基本方針3「環境に配慮した社会づくり」の基本施策である「①循環型社会づくり」、「②脱炭素社会づくり」、「③自然共生社会づくり」を推進すると同時に、環境行政の幹（骨格）となる健やかな生活環境を守り育てていくことにより、多くの市民が望む安心・安全で快適なくらしの実現につながる重要な施策です。

また、基本方針3だけでなく基本方針2「学びあうみらいの人づくり」の基本施策である「①地域協働・人づくり」の実現に寄与するとともに、法律等も踏まえて今後も継続的に取り組むべき環境保全、公衆衛生、環境美化、さらには生活や暮らしの安心・安全に関わる施策の基本的方向を位置付ける施策であります。

図表 4-2 基本施策①の概念図



将来展望（施策の基本的方向）

□市民一人ひとりの身近な環境問題に対する意識の向上を図るとともに、地域ぐるみでマナーやモラルの向上を図ることで、日常的に「安心・安全・快適」を感じる生活環境が保たれ、健康的に暮らせるまちを目指します。

□法令やルールへの遵守が当たり前のこととなるようコンプライアンス意識の向上に努めます。

成果を測るものさし（成果指標）	現状値	目標値
公害苦情発生件数	85 件	75 件
「ごみの散乱がなくきれいな景観づくりに満足している」市民の割合	61.8%	70.0%

※成果を測るものさし（成果指標）の「現状値」は、原則として平成 30 年度の値とし、異なる場合には表中に年度を記載

施策の内容

単位施策	市民・事業者・市が協働で進める主な取組
1 環境基盤の醸成	①環境保全の推進 ・大気環境、水・土壌環境の保全 ・騒音・振動・悪臭の規制・指導 ・化学物質等による健康被害の防止 ・環境監視・調査の実施 ②環境美化の推進 ・アダプトプログラム等を通じた地域の清掃活動の促進 ・条例に基づく不法投棄やポイ捨て、路上禁煙、犬等ふん害等の防止 ③公衆衛生の推進 ・公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及 ・市民による生活排水対策の推進 ・空き家・空き地、生活道路などの適正管理
2 マナー・モラルの向上	①マナー・モラルの向上 ・マナーやモラルの向上にむけた効果的な周知・啓発の充実 ・環境情報の収集・発信 ②コンプライアンスの強化 ・コンプライアンス意識の醸成 ・公害防止協定の締結の促進 ・規制・指導・監視の徹底

はじめの一步アイデア

個人や家庭でできる取組アイデア

- ・ご近所同士でちょっとした挨拶や声掛けをはじめてみる
- ・身近な環境問題について調べてみる
- ・歩行中に行っている喫煙の習慣を見直す
- ・ペットの飼い方について、家族や飼い主仲間と話してみる

事業者や団体でできる取組アイデア

- ・職場の仲間とモラル、コンプライアンスについて話し合う
- ・公害防止協定を締結する



基本方針2

学びあうみらいの人づくり

基本施策① 地域協働・人づくり

本市の特徴・取組

- ごみゼロ運動やクリーン・アップ・ザ・ワールド in 大府、アダプトプログラムなどを通じて、市民と市の協働による環境保全の取組を着実に進めてきました。
- 環境パートナーシップ会議では、各種団体の連携を通じて、フードドライブの支援や緑のカーテン講座などを実施しています。
- 地域や事業所等の参加によるエコライフに関する出前講座や研修会、小中学校における生物観察などの環境教育が着実に実施されています。
- 職員研修や大府市環境審議会への実績等報告などにより、環境マネジメントシステムを的確に継続運用しています。
- 市民意識調査で「環境問題への理解はあるが実践できていない」と回答した市民が約5割いることから、行動へ結びつけることが重要です。

本市を取り巻く環境変化

- 近年、頻発する地震や台風などの災害などにより、気候変動やエネルギー問題などに関する市民の関心が高まっています。
- 平成 24 年に環境教育等促進法が施行され、「協働取組の推進」「学校教育における環境教育の充実」などが盛り込まれました。
- 国立環境研究所が平成 28 年に実施した環境意識に関する世論調査では、約 59%が最近の環境変化について「悪くなっている」と回答し、約 73%が「自分自身の生活や習慣を変えなければならない」と回答しています。
- また、内閣府が行った社会意識に関する世論調査では、約 64%が「社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っている」と回答しており、自然・環境保全活動への貢献意識が高くなっています。

【本市の暮らしへの悪影響、懸念される問題】

- ▲指導者や構成員の高齢化、新たな人材不足等で、環境保全や環境教育などの活動が衰退？
- ▲環境問題への理解はあるものの、自らの行動にまでは移せていない市民が増加？
- ▲地域力の低下や少子高齢化等で地域の自主的な環境活動が衰退？啓発機会が減少？

将来展望（施策の基本的方向）

- 市民の環境意識を高めて、環境問題に対する正しい知識を広めることで、自ら考え、自ら主体的に行動できる人づくりを進めるため、家庭や地域、学校、事業所などの様々な機会を通じた環境学習・環境教育を推進します。
- 環境活動に気軽に参加できる機会づくりや場づくり、情報提供などを進めます。

成果を測るものさし（成果指標）	現状値	目標値
「地域のイベントに協力している」市民の割合	34.2%	40.0%
クリーン・アップ・ザ・ワールド in 大府の活動回数	6 回	10 回

施策の内容

単位施策	市民・事業者・市が協働で進める主な取組
1 環境学習・環境教育の推進	①家庭・地域における環境教育・学習の推進 ・環境に関する講座などの環境教育の推進 ・「クリーン・アップ・ザ・ワールド in 大府」などの地域活動を通じた環境意識の醸成 ・地域の核となる指導者の育成 ②学校における環境教育・学習の推進 ・小学校での総合学習や出前講座等を活用した環境教育の充実 ・環境教育を行うための施設整備 ③事業所における環境教育・学習の推進 ・市における環境保全率先行動の推進 ・従業員向けの環境教室等に関する場の創出 ④環境教育拠点機能の充実 ・二ツ池セレクトナでの講座充実 ・公民館事業における身近な環境活動の実践 ・環境教育に取り組む市内外の多様な施設・団体との連携の強化 【取組例】 クリーン・アップ・ザ・ワールド  オーストラリアで平成元年に始まった世界で同時に行う清掃活動。毎年、約130カ国、3,500万人が参加。本市でも、地元の団体等が行う環境保全の活動を「クリーン・アップ・ザ・ワールド in 大府」と位置付け、石ヶ瀬川・鞍沓瀬川周辺を中心に地元の団体などが主導し、大学や企業とも連携して実施。今後、全市的な取組として発展・充実が期待される。
2 連携・協働による環境保全活動の推進	①環境活動団体の育成・支援 ・環境関連団体や地域による自主的な活動を支援 ②団体間のネットワークづくり ・環境パートナーシップ会議などにおける団体の交流・連携の促進 ③環境に関する情報提供の収集・発信、共有 ・環境に関する情報の収集・整理及び多様なメディアによる発信 ・事業所における環境報告書の発行

はじめの一歩アイデア

個人や家庭でできる取組アイデア

- ・運動不足の解消を兼ねて自治会の環境保全の活動に参加する
- ・大府市内における環境関連活動を知ることからはじめる
- ・環境保全プロジェクトへ参加・協力する
- ・子どもに科学の面白さを教えながら環境を共に学ぶ
- ・環境学習講座を活用して、地域の環境リーダーになる
- ・実践行動を促すためのナッジ理論などについて、学んでみる

事業者や団体でできる取組アイデア

- ・AIやIoTなどの最新技術を活用し、エコなもののづくりを促進する
- ・従業員に対して外部の環境講座等への参加を勧奨する
- ・アダプトプログラムへ事業所として、登録、参加する
- ・環境配慮の事業活動を分かりやすく情報発信する
- ・CSR活動として環境問題に取り組む
- ・環境パートナーシップ会議へ参加する



基本方針3

環境に配慮した社会づくり

基本施策①

循環型社会づくり

大府市一般廃棄物処理基本計画 と連動

大府市地球温暖化対策実行計画
【区域施策編】に関する施策を含む

本市の特徴・取組

- 新クリーンセンター及び浄化センターが安定的に稼働し、大東最終処分場も供用を開始しています。
- 食品廃棄物をエネルギーに換える「バイオガス発電施設」が平成 27 年に建設され、エネルギーの地産地消が進められています。
- 東京オリンピック・パラリンピックで使用するメダルを使用済み携帯電話などの小型家電で製作する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を実施し、小型家電を継続して回収しています。
- 小学校や企業等での出前講座、講演会などの取組が着実に進み、ごみ減量のための市民運動や地域活動が活発になっています。
- ごみの 1 日当たりの排出量は着実に減少しているものの、資源回収における資源化率は伸び悩んでいます。

本市を取り巻く環境変化

- 平成 30 年に策定された第四次循環型社会推進基本計画で、「令和 7 年度までにごみ総排出量を平成 12 年度比で約 77%削減」を掲げています。廃棄物ゼロに向けた取組が各自治体でも進められています。
- 年間約 500 万～約 900 万トンにもものぼる食品ロスの削減を総合的に推進するために「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年 10 月に施行されています。
- プラスチックごみによる海洋汚染の問題が契機となって、世界中で脱プラスチック議論が進み、日本でも令和元年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、レジ袋有料化の義務付けなどの対策が掲げられています。
- 愛知県では、令和 4 年に資源循環の加速化を図るため、「あいちサーキュラーエコノミー推進プラン」を策定しています。

【本市の暮らしへの悪影響、懸念される問題】

- ▲ごみの排出量の増加によって廃棄物処理コストが大幅に増額、処分場も不足？
- ▲ごみの分別について市民の理解が進まず、資源化率がさらに低下して環境負荷が拡大？
- ▲担い手不足により、ごみ減量や資源回収に関する地域活動が停滞？

将来展望（施策の基本的方向）

- 不要なものの購買を控え、ごみを減らし、製品の再使用を推進、さらに再生できるものは資源として再生利用するという 4 R（Refuse、Reduce、Reuse、Recycle）を推進し、資源が循環する社会の構築を目指します。
- バイオマス資源とエネルギーを地産地消するバイオマス・新エネルギーの利活用を進め、バイオマス産業都市へと着実に発展することを目指します。
- エコロジーやエシカル消費、スローライフなど循環型の生活を提唱するライフスタイルが認知され、多くの市民に実践されるように促します。

成果を測るものさし（成果指標）	現状値	目標値
ごみ(資源物を除く。)1 人 1 日当たりの排出量	650g	590g
資源化率	25.7%	30.0%

施策の内容

単位施策	市民・事業者・市が協働で進める主な取組
1 廃棄物の適正処理	①廃棄物の発生抑制 ・賢い買い物やエシカル消費、スローライフなどの啓発 ・生ごみ分別収集モデル事業の推進 ・2010 運動の啓発等による食品ロスの削減 ・ごみ袋の有料化の検討 ・レジ袋等の使い捨てプラスチック製品の使用削減 ②廃棄物のリサイクル推進と再生可能エネルギーの活用 ・細かなごみの分別方法がわかる仕組みづくり、分別徹底 ・使用済小型家電回収 (アフターメダルプロジェクト) ・リサイクル製品の優先購入 ・バイオマスプラスチックの活用 ・廃棄物エネルギーの活用 ③廃棄物の適正処理の推進 ・廃棄物の適正処理を促すための 情報提供及び啓発・指導 ・廃棄物の適正かつ安定的な収集及び処理 ・ごみ焼却施設の効率的な運転、 処理施設の維持管理と計画的な整備
2 連携・協働による循環型社会の推進	①関係機関との連携の強化 ・事業所・愛知県・他市町などの関係機関との連携の強化による 管理・指導の徹底 ・市主催のイベントで排出されるごみの分別排出、再資源化

【取組例】

脱プラスチック

生態系に大きな影響を与え地球温暖化にも密接に関係するプラスチックごみの問題。本市としても“脱プラスチック”を掲げて、分別回収・リサイクルなどによる使い捨てプラスチックの抑制に取り組んでいる。今後も、バイオマスプラスチックを活用したゴミ袋の導入をはじめ、一層の減量化のためのアクションを積極的に進めていく。



はじめの一歩アイデア

個人や家庭でできる取組アイデア

- ・倹約・節約を兼ねて、買い物をしすぎない
- ・材料を上手に使い切り、食べ残しを減らす
- ・アスパを使って生ごみをたい肥化し、ごみを減量する
- ・レジ袋や箸・スプーンをもらわず過剰包装は断る
- ・家族みんなでごみの分別を理解する
- ・地域のごみステーションの適正な管理に協力する

事業者や団体でできる取組アイデア

- ・梱包材を削減して包装を簡素化する
- ・レジ袋や箸・スプーンの提供を必要最低限にとどめる
- ・使い捨ての食器・容器の利用を削減する
- ・余剰品をフリーマーケットやフードバンクに提供する
- ・ごみの減量やリサイクルなどの地域活動に協力する
- ・小型家電回収ボックスを設置する



基本施策② 脱炭素社会づくり

本市の特徴・取組

- 学校給食等の地産地消や、電気自動車等充電スタンドの設置によるエコカーの普及促進、駐輪場の整備による自動車利用抑制などの取組が行われています。
- 環境に配慮した暮らしが徐々に浸透し、市民アンケートでも約5割の市民が地球温暖化に関心があると回答しています。
- 事業所アンケートでも、企業の社会的責任として環境問題に積極的に取り組む企業が約8割を占めています。
- 環境基本計画及びエコプランおおぶに基づき、温室効果ガス排出削減に取り組んできましたが、目標を達成できていません。

本市を取り巻く環境変化

- 平均気温の上昇、猛暑日や大雨の増加など、私たちの身近な生活や自然環境への地球温暖化の影響が顕在化してきています。
- 世界共通の課題に対し、「パリ協定」という新たな枠組みが発効され、温室効果ガス削減の取組が一体的に進められています。
- 東日本大震災を契機に、原子力発電を含むエネルギーのあり方についても関心が高まっています。
- 日本でも、令和3年に新たな「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、これまで以上に高い削減目標が設定されています。
- SDGsを取り入れた企業経営や行政運営が注目され、対応が求められています。

【本市の暮らしへの悪影響、懸念される問題】

- ▲車依存で交通量が増加し、渋滞悪化・大気汚染？
- ▲交通弱者や買い物難民が増加？
- ▲猛暑日が増え、夏場の部活動や大会が休止？
- ▲大雨の増加で浸水被害が多発？
- ▲資金や人材、ノウハウ不足により中小企業の環境対応が遅れて、雇用にも悪影響が？

将来展望（施策の基本的方向）

- マイバッグ持参、まめな節電など、省エネルギー・省資源型の暮らしのためにできる小さなことから行動に移すことが重要です。
- 循環バスやエコカーの利用などの利用促進を図り、CO₂排出量の削減を目指します。
- 事業所において、省エネルギー・新エネルギーの取組が進められることでCO₂排出量の削減を進めるとともに、SDGsを取り入れたサステナブルな経営が求められます。
- こうした取組を通じて、化石エネルギーに依存した暮らしから脱却して温室効果ガス排出量を削減し、持続可能な「脱炭素社会づくり」を進めていきます。

成果を測るものさし（成果指標）	現状値	目標値
市内の二酸化炭素排出量	1,188千トン (令和3年度)	567千トン
「太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入や節電などの省エネルギーに取り組んでいる」市民の割合	32.9%	40.0%

施策の内容

単位施策	市民・事業者・市が協働で進める主な取組
1 環境にやさしい ライフスタイル の促進	①省エネルギー・省資源の推進 ・既存住宅等の省エネルギー設備導入及び改修の推進 ・シビック・エコアクション8の普及 など ②再生可能エネルギーの利用促進 ・自家消費型の再生可能エネルギーの利用 ③環境にやさしい消費行動の促進 ・食育を通じた地産地消 ・市民のグリーン購入
2 環境に配慮した 事業活動の促進	①省エネルギー・再生可能エネルギーの導入促進 ・省エネルギー診断の推進 ・再生可能エネルギーの導入促進 ②環境に配慮した事業活動の促進 ・SDGs、カーボンニュートラル及び脱炭素経営の推進 ・グリーン購入や地産地消の推進 ③市役所等における地球温暖化対策の推進 ・日常業務における省エネ・省資源の取組 ・市の公共施設における設備・機器の省エネ化及び再エネ化
3 環境負荷の少ない まちづくりの 推進	①環境にやさしい交通利用の促進 ・循環バスの利用 ・自転車利用の推進 ②自動車からの環境負荷の低減 ・エコカー及び充電設備の普及 ・道路交通の円滑化の推進 ③徒歩圏内で生活できるまちづくりの推進 ・まちなか居住 ・安心して歩ける生活道路空間の整備

はじめの一步アイデア

個人や家庭でできる取組アイデア

- ・エコカーへの乗り換えや、公共交通を積極的に利用する
- ・地産地消、グリーン購入などのエシカル消費に取り組む
- ・マイバッグを持参してレジ袋をもらわない
- ・冷暖房を適正に利用し、省エネ機器へ買い替える
- ・緑のカーテンを設置して、省エネ・節電に取り組む
- ・子どもと脱炭素社会づくりイベントに参加し、学ぶ

事業者や団体でできる取組アイデア

- ・再生可能エネルギーや省エネルギー機器等を導入する
- ・ノーカーデーを実施してマイカー通勤を抑制する
- ・自然・景観に配慮して、再生可能エネルギーを利活用する
- ・グリーン購入や環境配慮契約を実施する
- ・オフィスや工場に省エネ設備を導入する
- ・エコに配慮したイベント等を開催する



基本施策③ 自然共生社会づくり

大府市地球温暖化対策実行計画
【区域施策編】に関する施策を含む

大府市地域
気候変動適
応計画
に関する施
策を含む

大府市生物多様性地域戦略
に関する施策を含む

本市の特徴・取組

- 宅地化等の都市化に伴う開発指導等の強化や公園・緑地の整備、ため池や河川、農地の保全などに取り組み、自然環境の保全、生物多様性の保全を進めてきました。
- 公共施設や道路、河川、ため池などの緑化や親水機能の向上などの環境整備、水循環も計画的に進められています。
- 専門家や市民等の協力を得ながら、いきもの観察会や水生生物調査などを開催し、生物環境情報が定期的に収集されています。
- 身近な公園やビオトープを活用し、自然観察会や小中学生の環境教育を行い、生物多様性の啓発や人材育成に取り組んでいます。
- 市民アンケートでも、「水や緑などの自然の多さに満足している市民の割合」は約6割、今後も「自然や緑が豊かで多様な生物と共生するまち」を望む市民が50%弱で最も多くなっています。

本市を取り巻く環境変化

- 近年では、プラスチックごみによる海洋汚染などが問題となっています。
- 生物多様性条約COP10（平成22年名古屋開催）を契機に、生物多様性への社会的な関心が高まるとともに、「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定され、「生態系の健全性の回復」などの5つの基本戦略が推進されています。
- 国の「第五次環境基本計画」（平成30年）では、循環共生型の社会を目指し、自然資本の維持・充実・活用、生物多様性の保全・回復などに重点的に取り組んでいます。
- 愛知県では、令和3年に「あいち生物多様性戦略2030」、及び「第5次愛知県環境基本計画」を策定し、生物多様性や海洋プラスチックごみ問題など新たな環境課題への対応やSDGsの考え方を踏まえた持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。

【本市の暮らしへの悪影響、懸念される問題】

- ▲宅地化等の進展で、樹林地や農地、ため池などの豊かな自然や貴重な動植物が減少？
- ▲少子高齢化等により自然環境保全のボランティアが不足し、活動が徐々に衰退？
- ▲都市化による雨水の地下浸透が減少し、水循環や生物の生息環境に悪影響を及ぼす？

将来展望（施策の基本的方向）

- 生物多様性を保全するために、自然環境の適切な保全・維持管理、身近な公園や緑地の整備、健全な水循環の構築などを進め、人と自然がふれあい共生するまちを目指します。
- 生物多様性への市民の理解を進めるとともに、自然環境保全に取り組む市民や事業者等の活動を発展させ、国や愛知県、民間、関係部署など多様な主体の連携により推進していきます。

成果を測るものさし（成果指標）	現状値	目標値
「緑を植えたり、緑を守ることに取り組む」市民の割合	46.8%	55.0%
「水辺や緑と親しめる空間の整備に満足している」市民の割合	49.4%	60.0%

施策の内容

単位施策	市民・事業者・市が協働で進める主な取組
1 生物多様性への 理解促進	①市民や事業者等への周知・啓発 ・シンポジウムやセミナーなどを通じた認知度の向上 ②庁内への周知・啓発 ・職員研修などを通じた理解の向上
2 多様な生態系の 保全	①水と緑の保全 ・樹林地や農地の適正管理 ・ため池や河川の保全 ②生物の保護と外来種対策の推進 ・絶滅危惧種の保護と外来種対策 ③広域連携の推進 ・知多半島生態系ネットワークや生態系自治体ネットワークなどの広域連携による活動への参画
3 水と緑の ネットワーク づくり	①まちの緑化 ・公園・緑地の整備推進 ・公共施設・空間の緑化推進 ・民有地の緑化促進 ②水辺の形成 ・生物多様性に配慮した河川・ため池整備 ・親水公園の整備 ③身近に自然と親しむ場所の確保 ・身近なビオトープの整備 ・市民農園の整備 ・里山の保全・活用、市民の森づくり ・緑道の整備

はじめの一歩アイデア

個人や家庭でできる取組アイデア

- ・各家庭で1年に1本ずつ樹木（在来種）を植える、緑を増やす
- ・渡り蝶であるアサギマダラの飛来に向けて、フジバカマを育てて自然観察してみる
- ・メダカなどの生き物が生息する自然を調べてみる
- ・小学生向けの「食」に関する講座を開催する
- ・「ほたるの里」での啓発活動に参加・協力する
- ・自然観察会などの環境講座に参加する

事業者や団体でできる取組アイデア

- ・循環型システムで自然環境保全と産業発展の調和を図る
- ・工場等の屋上・壁面緑化や植栽などの緑化を進める
- ・従業員の生物多様性への理解を深める
- ・地域の清掃活動や緑化活動などに参加協力する
- ・農地や農業を維持する



第5章 地球温暖化対策の推進

(大府市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】)

1 基本的事項

(1) 位置付け

この章は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に規定される地方公共団体実行計画として位置付けます。

(2) 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスとは、地球温暖化対策の推進に関する法律では次の 7 種類を規定しています。ただし、排出量の約 95% は二酸化炭素 (CO_2) が占めており、他のガスについては本市としての把握が難しいため、本章における対象は、二酸化炭素 (CO_2) のみとします。

図表 5-1 対象とする温室効果ガスの種類と主な発生源

温室効果ガス	主な発生源
二酸化炭素 (CO_2)	電気の使用や暖房用燃料、自動車用ガソリンの燃焼、廃プラスチック類の焼却等により排出
メタン (CH_4)	稲作、家畜の腸内発酵などによる排出に加え、自動車の走行や燃料の燃焼、廃棄物の焼却・埋立等により排出
一酸化二窒素 (N_2O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、農畜産廃棄物の焼却等により排出
ハイドロフルオロカーボン (HFC_s)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出
パーフルオロカーボン (PFC_s)	半導体の製造・使用・廃棄時等に排出
六フッ化硫黄 (SF_6)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造・使用・廃棄時等に排出
三フッ化窒素 (NF_3)	半導体・液晶のエッチング、CVD クリーニング用途などに使用

(3) 基準年度と目標年度

排出量削減の目標年度は、本計画の期間とあわせて令和 12 年度とします。

また、目標設定の基準年度は、排出量算定の最新年度である令和 2 年度とともに、国の削減目標との比較を行うために、平成 25 年度とします。

(4) 排出量を算定する分野

温室効果ガスの排出量の算定は、次の分野に区分して行います。

図表 5-2 温室効果ガス排出量を算定する分野と主な発生源

温室効果ガス	主な発生源
産業部門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費による排出
業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にもあてはまらないエネルギー消費による排出
家庭部門	家庭におけるエネルギー消費による排出 (自家用自動車からの排出は運輸部門で計上)
運輸部門	自動車(貨物・旅客)、鉄道におけるエネルギー消費による排出
一般廃棄物	一般廃棄物の焼却処分・埋立処分による排出

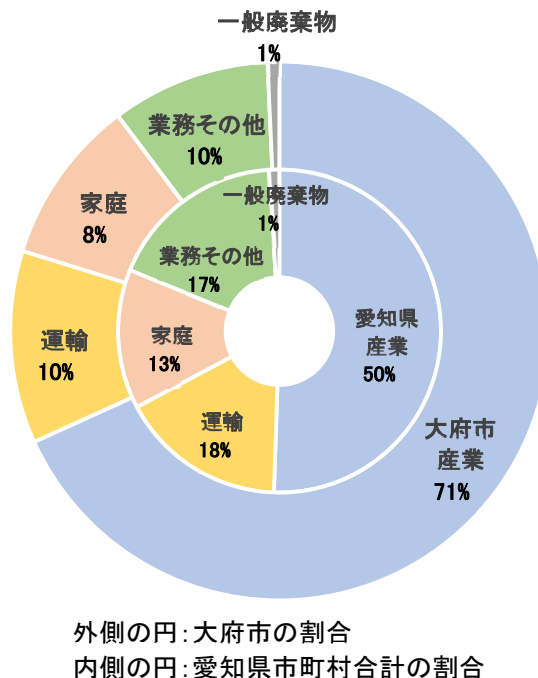
2 温室効果ガス排出量の状況

本市の温室効果ガスの排出量は、令和3年度は1年間に1,188千t-CO₂となっています。

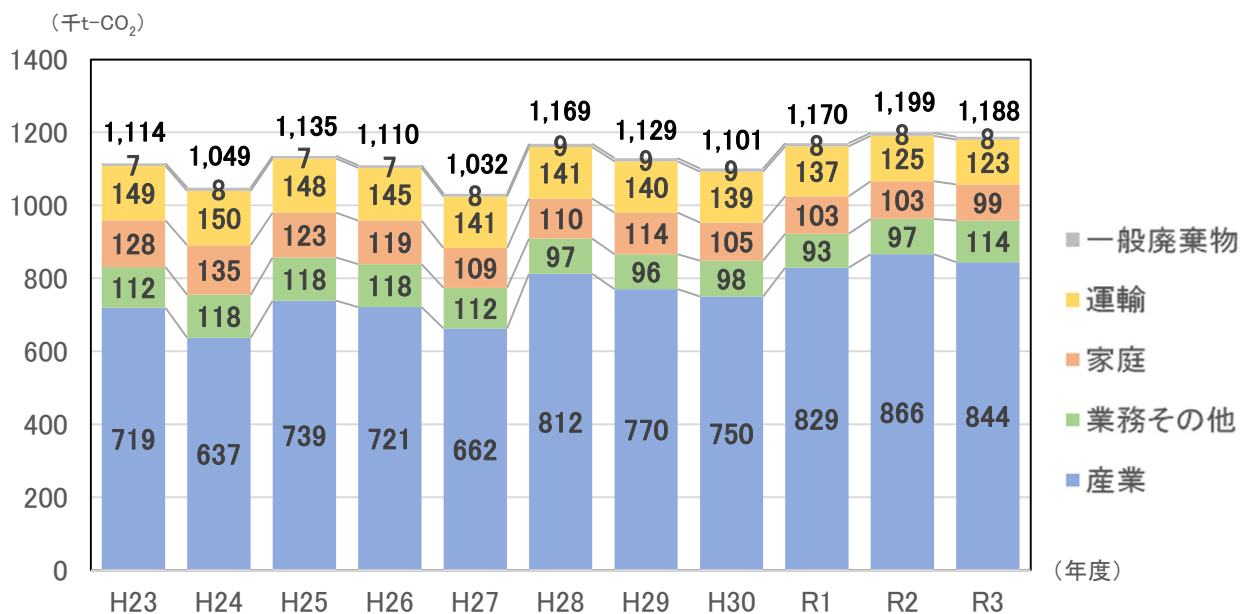
部門別では、産業部門が71%を占めており、次いで運輸部門が10%、家庭部門が8%、業務その他部門が10%となっています。本市は製造業が盛んであることから、愛知県と比較すると産業部門の割合が大きくなっています。

最近の推移では、本市は産業部門の割合が大きいため、経済・景気が低迷する年度は排出量が少なくなる傾向にあります。一方で、業務その他部門、家庭部門、運輸部門は大きな変化はありません。市民や事業所による省エネルギーの取組は浸透してきていますが、人口の増加や人の活動量の活発化もあり、排出量の減少には至っていません。

図表 5-3 温室効果ガス排出量の分野別割合
(令和3年度)



図表 5-4 本市における温室効果ガス排出量の推移



3 温室効果ガス排出量の削減目標

国の目標は、平成 25 年度を基準として、令和 12 年度に 46%削減、令和 32 年度には実質ゼロにすることとしています。本市においても、国の目標を踏まえるとともに、令和 12 年度に高みに向けた挑戦として 50%削減、令和 32 年度に温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指し、「ゼロカーボンシティ」の実現を見据えた目標を設定します。

また、部門別の削減目標についても国の計画に基づく削減量の目安を踏まえて設定します。

いずれの部門においても削減が必要になりますが、特に、業務その他部門、家庭部門において大きな削減が必要になります。

図表 5-5 本市における温室効果ガス削減の目標

	平成 25 年度 【実績値】	令和 12 年度 【目標値】	令和 32 年度 【長期目標】	(参考) 改定前計画
総排出量	1,135 千 t-CO ₂	567 千 t-CO ₂	排出実質ゼロ※	864 千 t-CO ₂
平成 25 年度比	—	△50.0%		△26.0%

※排出実質ゼロ：CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること

図表 5-6 本市における令和 12 年度温室効果ガス削減の部門別目標 (単位：千 t-CO₂)

	平成 25 年度 【実績値】	令和 12 年度 【目標値】	平成 25 年度比	(参考) 改定前計画	平成 25 年度比
総排出量	1,135	567	△50.0%	864	△26.0%
産業	739	397	△46.2%	624	△17.2%
業務その他	118	49	△58.4%	68	△46.7%
家庭	123	33	△73.1%	72	△46.2%
運輸	148	85	△42.5%	95	△35.8%
一般廃棄物	7	3	△57.1%	6	△17.3%

※出典元である環境省の自治体排出量カルテは、過去に遡って排出量を修正することがあるため、令和 3 年 3 月の計画策定時の平成 25 年度実績値と上記の平成 25 年度実績値には差異があります。

4 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策

施策の内容

単位施策	市民・事業者・市が協働で進める主な取組
1 温室効果ガスの 排出を減らす	①省エネルギー・省資源の推進 ⇒脱炭素社会づくり ・既存住宅等の省エネルギー設備導入及び改修の推進 ・シビック・エコアクション8の普及 など ②再生可能エネルギーの利用促進 ⇒脱炭素社会づくり ・自然エネルギーの導入促進 ・自家消費型の再生可能エネルギーの利用 ③環境にやさしい交通利用の促進 ⇒脱炭素社会づくり ・循環バスの利用 ・自転車利用の推進 ・エコカー及び充電設備の普及 ・道路整備による交通渋滞の解消
2 ゼロカーボンに 向けたまちや 仕組みをつくる	①徒歩圏内で生活できるまちづくりの推進 ⇒脱炭素社会づくり ・コンパクトなまちづくり、機能集約型まちづくり ・安心して歩ける生活道路空間の整備 ②環境に配慮した消費行動・事業活動の促進 ⇒脱炭素社会づくり ・食育を通じた地産地消 ・グリーン購入や地産地消の推進 ・SDGsやカーボンニュートラル及び脱炭素経営の推進 ③循環型社会の形成 ⇒循環型社会づくり ・4Rの推進 ・バイオマスプラスチックの活用
3 二酸化炭素の 吸収源を確保する	①水と緑の保全 ⇒自然共生社会づくり ・山林、里山の保全、まちの緑化の推進 ・農業の維持・活性化

はじめの一步アイデア

個人や家庭でできる取組アイデア

- ・公共施設や商業施設に出掛けてクールシェア、ウォームシェアに参加する
- ・住まいにおいてLED照明、太陽光パネル、HEMSなどを積極的に導入する
- ・省エネ型の家電製品やマイカーに切り替える
- ・できるだけ公共交通機関を利用したり、サイクリングやウォーキングを取り入れる
- ・ごみの減量や分別を徹底する

事業者や団体でできる取組アイデア

- ・施設や設備、機械の省エネルギー性能を向上させる
- ・従業員などの公共交通機関の利用を促進する
- ・再生可能エネルギーを優先的に利用する
- ・施設の緑化や地域の緑地保全に協力する
- ・ウォームシェアやクールシェアができる施設を提供する

第6章 気候変動への適応 (大府市地域気候変動適応計画)

1 基本的事項

(1) 位置付け

この章は、気候変動適応法第12条に規定される地域気候変動適応計画として位置付けます。

(2) 気温・降水等の状況

①年平均気温の変化

名古屋地方気象台（名古屋市）で観測された年平均気温の経年変化には上昇傾向がみられ、100年あたりに換算した場合、2.2℃上昇しています。

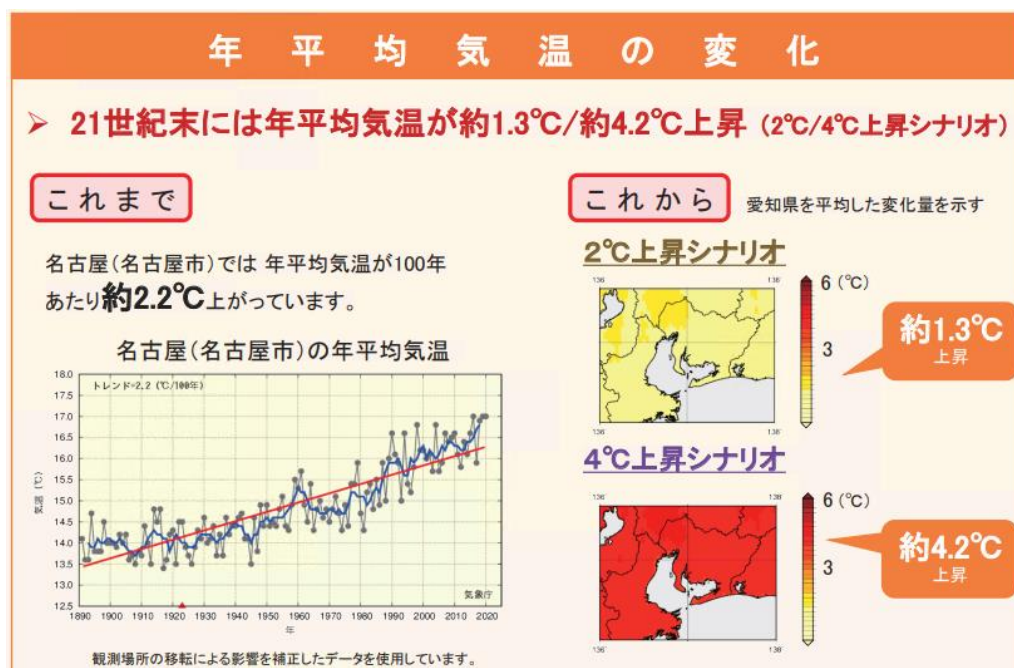
また、21世紀末には年平均気温が、2℃上昇シナリオでは約1.3℃上昇、4℃上昇シナリオでは約4.2℃上昇するとされています。

※2℃上昇シナリオ：パリ協定の2℃目標が達成された世界で、21世紀末の世界平均気温が工業化以前と比べて約2℃上昇

※4℃上昇シナリオ：追加的な緩和策を取らなかった世界で、21世紀末の世界平均気温が工業化以前と比べて約4℃上昇

なお、本市でも名古屋地方気象台と同様の傾向となっています。

図表 6-1 21 世紀末の将来予測（年平均気温の変化）

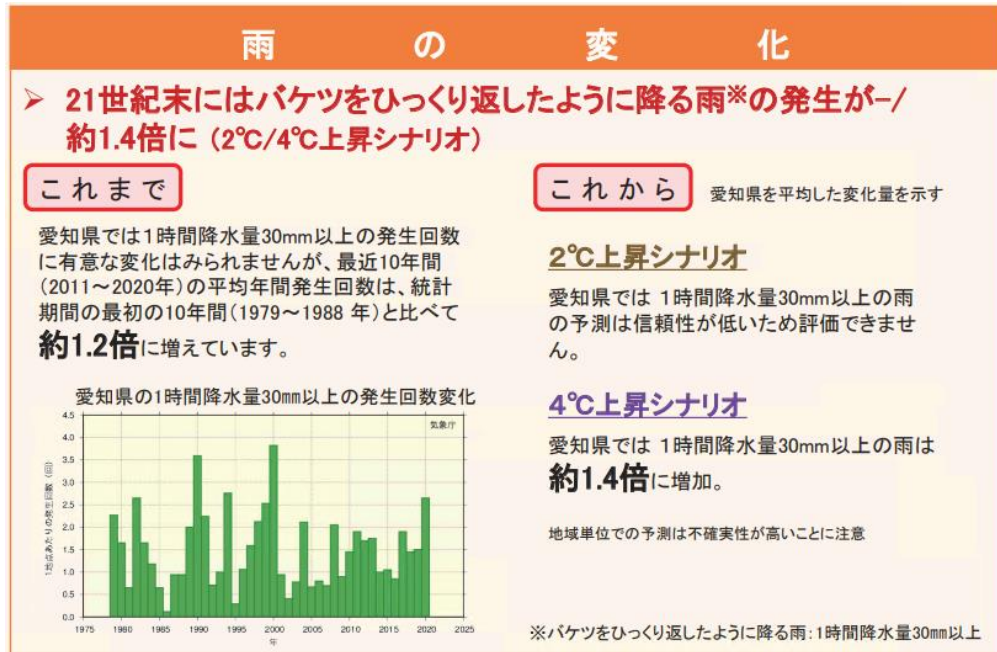


（出典：気象庁資料）

②降水量の変化

21世紀末にはバケツをひっくり返したように降る雨の発生が、4℃上昇シナリオでは1時間降水量30mm以上の雨は約1.4倍に増加するとされています。

図表 6-2 21 世紀末の将来予測（降水量の変化）

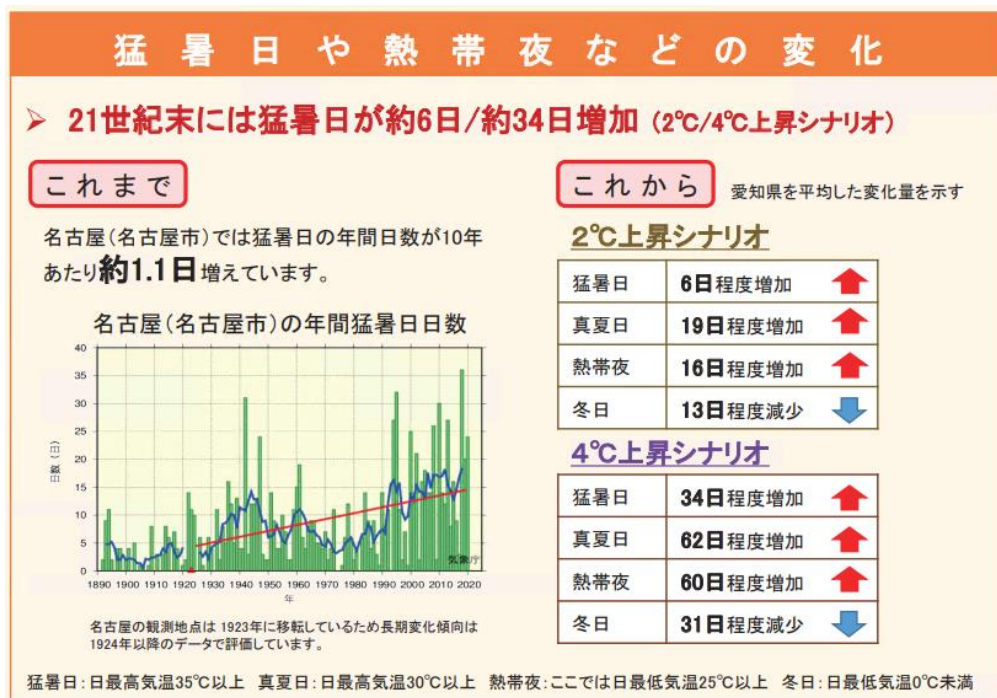


（出典：気象庁資料）

③猛暑日や熱帯夜などの変化

名古屋地方気象台で観測された猛暑日の年間日数が10年あたり約1.1日増えており、21世紀末には猛暑日が、2℃上昇シナリオでは約6日、4℃上昇シナリオでは約34日増加するとされています。

図表 6-3 21 世紀末の将来予測（猛暑日や熱帯夜等の変化）



（出典：気象庁資料）

2 気候変動の影響と評価

これまでの気候の変化や将来の気候予測に加え、国の「気候変動適応計画」及び「気候変動影響評価報告書」、特に「愛知県気候変動適応計画（あいち地球温暖化防止戦略 2030 別冊）」を参考にしながら、本市に特に影響があると想定される気候変動の影響事象について以下に整理します。

気候変動の影響評価凡例		
【重大性】	○：特に大きい △：「特に大きい」とは言えない ー：現状では評価できない	
【緊急性】	○：高い △：中程度 □低い ー：現状では評価できない	
【確信度】	○：高い △：中程度 □低い ー：現状では評価できない	

※確信度：証拠（種類、量、質、整合性）と見解の一致度について評価したもの

図表 6-4 本市に関連する気候変動の影響評価（県計画より該当項目を引用）

大項目	小項目	これまでの影響	将来予測される影響	影響評価		
				重大性	緊急性	確信度
自然生態系	淡水生態系	●取水や流量調節が行われているため気候変動による河川の生態系への影響を検出しにくく、現時点で気候変動の直接的影響を捉えた研究成果は確認できていませんが、気候変動に伴う水温等の変化に起因する可能性がある事象についての報告があります。	●最高水温が現状より3℃上昇すると、冷水魚が生息可能な河川が分布する国土面積が現在と比較して減少することが予測されています。 また、大規模な洪水の頻度増加による、濁度成分の河床環境への影響、及びそれに伴う魚類、底生動物、付着藻類等への影響が想定されています。	○	△	□
	生物季節	●植物の開花の早まりや動物の初鳴きの早まりなど、動植物の生物季節の変動について多数の報告が確認されています。	●ソメイヨシノの開花日の早期化など、様々な種への影響が予測されています。 また、個々の種が受ける影響にとどまらず、種間の様々な相互作用への影響が予想されています。	△	○	○
	分布・個体群の変動	●分布の北限が高緯度に広がるなど、気候変動による気温の上昇の影響と考えれば説明が可能な分布域の変化、ライフサイクル等の変化の事例が確認されています。	●種の移動・局地的な消滅による種間相互作用が崩れる可能性や外来種の分布拡大が予測されています。	○	○	○

大項目	小項目	これまでの影響	将来予測される影響	影響評価		
				重大性	緊急性	確信度
自然災害・沿岸域	河川	●局地的豪雨や総雨量が数百 mm から千 mm を超えるような大雨が発生し、全国各地で毎年のように甚大な水害が発生しています。 水害被害額に占める内水氾濫による被害額の割合は、全国では 40% であり大都市を抱える愛知県ではそれを上回る割合となっています。	●今後さらにこれらの影響が増大することが予測されており、施設の能力を上回る外力（災害の原因となる豪雨等の自然現象）により、水害の頻発や極めて大規模な水害の発生が懸念されています。	○	○	○
	山地（土砂災害）	●近年、全国各地で土砂災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。	●短時間強雨や大雨の増加に伴い、土砂災害の発生頻度が増加するほか、突発的で局所的な大雨に伴う警戒避難のためのリードタイムが短い土砂災害の増加が懸念されています。	○	○	○
	その他	●具体的に言及した研究事例は現時点で確認できていませんが、気候変動が台風の最大強度の空間位置の変化や進行方向の変化に影響を与えているとする報告もみられます。	●日本全域で 21 世紀末には 3～5 月を中心に竜巻発生好適条件の出現頻度が高まることが予測されています。	○	○	△
健康	暑熱	●日本全国で気温の上昇による超過死亡（直接・間接を問わずある疾患により総死亡がどの程度増加したかを示す指標）の増加傾向が確認されています。 ●気候変動の影響とは言い切れないものの、熱中症搬送者数の増加が全国各地で報告されています。 熱中症による救急搬送人員、医療機関受診者数・熱中症死者数の全国的な増加が確認されています。	●気温上昇により心血管疾患による死亡者数の増加、暑熱による高齢者の死亡者数の増加が予測されています。 ●屋外労働に対して安全ではない日数が増加することが予測されています。	○	○	○

大項目	小項目	これまでの影響	将来予測される影響	影響評価		
				重大性	緊急性	確信度
	感染症	●デング熱等の感染症を媒介する蚊（ヒトスジシマカ）の生息域が関東地方北部から東北地方北部まで拡大していることが確認されています。 ダニ等により媒介される感染症についても全国的な報告件数の増加や発生地域の拡大が確認されています。	●気温の上昇や降水の時空間分布の変化は、感染症を媒介する節足動物の分布可能域を変化させ、節足動物媒介感染症のリスクを増加させる可能性があります。	○	○	△
	その他	●気温上昇による生成反応の促進等により、粒子状物質を含む様々な汚染物質の濃度が変化していることが報告されています。	●都市部での気温上昇によるオキシダント濃度上昇に伴う健康被害の増加が想定されるものの、今後の大気汚染レベルによっても大きく左右され、予測が容易ではないとされています。	—	—	—
産業・経済活動	エネルギー	●極端現象（大雨や猛暑日等）の頻度や強度の増加、長期的な海面上昇によるエネルギーインフラへの影響被害に関する研究事例が少なく、これらの影響に関してコンセンサスは得られていません。 猛暑により事前の想定を上回る電力需要を記録した報告がみられます。 強い台風等によりエネルギー供給インフラが被害を受けエネルギーの供給が停止した報告がみられます。	●極端現象（大雨や猛暑日等）の頻度や強度の増加のリスクに備え、引き続き気候変動による影響を注視する必要があります。 気候変動によるエネルギー需給への将来影響を定量的に評価している研究事例は一定程度ありますが、現時点の知見からは、地域的にエネルギー需給量の増減があるものの、総じてエネルギー需給への影響は大きいとは言えません。	△	□	△

大項目	小項目	これまでの影響	将来予測される影響	影響評価		
				重大性	緊急性	確信度
国民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン	●近年、各地で、記録的な豪雨による地下浸水、停電、地下鉄への影響、渇水や洪水、水質の悪化等による水道インフラへの影響、豪雨や台風による切土斜面への影響等が確認されています。 大雨による交通網の寸断やそれに伴う孤立集落の発生、電気・ガス・水道等のライフラインの寸断が報告されています。 雷・台風・暴風雨などの異常気象による発電施設の稼働停止や浄水施設の冠水、廃棄物処理施設の浸水等の被害、渇水・洪水、濁水や高潮の影響による取水制限や断水の発生、高波による道路の交通障害等が報告されています。	●気候変動による短時間強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加等が進めば、インフラ・ライフライン等に影響が及ぶ機会の拡大が懸念されています。 気象災害に伴って廃棄物の適正処理に影響が生じること、洪水氾濫により水害廃棄物が発生することや都市ガスの供給に支障が生じることも予測されています。 交通インフラに関して、国内で道路、港湾のメンテナンス、改修、復旧に必要な費用が増加することが予測されています。 電力インフラに関しては、台風や海面水位の上昇、高潮・高波による発電施設への直接的被害や、冷却水として利用する海水温が上昇することによる発電力の低下、融雪出水時期の変化等による水力発電への影響が予測されています。	○	○	○
	その他	●都市の気温上昇は既に顕在化しており、熱中症リスクの増大や快適性の損失など都市生活に大きな影響を及ぼしています。 大都市においては気候変動による気温上昇にヒートアイランド現象の進行による気温上昇が重なっていることが確認されています。 大都市における気温上昇の影響として、特に人々が感じる熱ストレスの増大が指摘されています。	●都市化によるヒートアイランド現象に一層の拍車がかかることで、都市域ではより深刻な気温上昇が懸念されています。 熱ストレスが増加することで労働生産性が低下し、労働時間の経済損失が発生することが予測されます。	○	○	○

3 大府市地域気候変動適応計画の目標

「2 気候変動の影響と評価」を踏まえて、以下の目標、基本戦略等を設定しました。

■適応計画の目標

温室効果ガス排出量を削減する対策（緩和策）とあわせて、気候変動がもたらす影響被害を可能な限り回避、軽減する「適応策」に取り組み、本市の生命や財産、暮らしや活動を守ることで、人と自然が共生するまちを実現する。

基本戦略

①本計画に関する施策全般にわたって、気候変動適応に取り組む。

気候変動による影響は、自然災害だけでなく、生活や産業の幅広い分野にわたり現れています。関連するあらゆる施策に気候変動適応の考え方を取り込み、現在及び将来の気候変動による影響に対処していきます。

②優先的に取り組む分野を設定する。

幅広い分野に及ぶ気候変動の影響ですが、本市にとって影響が大きいと考えられる分野・項目に重点を置くなど、優先順位をつけて取り組みます。

③あらゆる主体と連携・協働して、地域特性に応じた対策を講じる。

面的対策を必要とする施策は、国や県、近隣自治体と連携して取り組むとともに、市や事業者と協働して、市の特性を考慮した取組を推進していきます。

④気候変動に関する情報の収集・提供体制を整備する。

市民や事業者をはじめとしたあらゆる主体と連携・協働して気候変動適応の施策を推進するために、科学的知見に基づいた気候変動に関する情報の収集、積極的な情報の周知や啓発に取り組めます。

優先的に取り組む分野

本市における気候変動影響の評価について検討を行った結果、緊急性・重要性が高い以下3つの分野について、優先的に取り組むこととします。

- 自然災害： 洪水・内水氾濫、地すべり等の水害・土砂災害、強風 等
- 健康： 熱中症、暑熱対策 等
- 市民生活： ヒートアイランド現象、インフラ・ライフラインへの影響 等

■成果指標（第6次大府市総合計画の施策評価指標を引用）

項目	目標	現状値	
		数値	年度
治水対策量の達成率	72%	66.9%	R 4
「震災や水害に対する防災対策に満足している」市民の割合	50%	39.2%	R 4

4 気候変動適応に関する対策・施策

優先的に取り組む分野の3項目について、具体的な施策の内容を設定しました。

施策の内容

単位施策	市民・事業者・市が協働で進める主な取組
1 自然災害対策を 推進する	①災害に備える施設整備・まちづくり ・公共下水道の計画的な改築と適正な維持管理 ・合併処理浄化槽の整備促進と適正管理 ・家庭や公共施設等における雨水貯留施設設置の推進 ・公共施設における断熱仕様の屋上防水改修の推進 ・河川改修や雨水排水施設の整備 ・河川、水路及びため池等の草刈・浚渫による環境保全 ②災害に備える体制強化 ・自家消費型の再生可能エネルギーの利用促進 ・充給電設備の整備によるレジリエンス強化 ・電気自動車等の次世代自動車の普及 ・循環バスのEV化の推進 ・定期勉強会等を活用した近隣市町との連携強化 ・消防団の活動継続 ③風水害・土砂災害に関する情報発信・意識啓発 ・防災ラジオ、防災情報アプリ等による情報発信 ・防災学習センターを活用した防災・減災意識の向上 ・小中学校や事業者等への防災啓発の推進
2 健康被害対策を 推進する	①熱中症予防の啓発 ・配布物、ポスター及びSNS等を活用した予防啓発 ・見守り対象者等の戸別訪問時の予防啓発 ・暑さ指数(WBGT)を活用した注意喚起 ・出前講座や健康教育による推進 ②暑熱対策となる設備等の整備 ・極端な高温時におけるクーリングシェルの開放 ・クールシェアスポット、ひと涼みスポット等としての施設開放 ・自然体験学習施設等の活動による緑化意識の向上
3 市民生活への 影響対策を 推進する	①連携・協働によるヒートアイランド現象の対策の推進 ・公園、緑地及び緑道等の整備推進 ・工場立地法に基づいた緑地率の規制・指導 ・緑のカーテンの設置等による緑化推進 ・連携自治体の間伐材等の活用推進 ・休耕地、遊休農地の活用推進 ・自然体験学習施設等による緑化意識の向上 ・水と緑のネットワークづくりの推進 ②インフラ・ライフラインへの影響・対策の推進 ・幹線道路、補助幹線道路及び歩道の整備 ・道路植樹マスの整備 ・透水性舗装の整備 ・グリーンインフラの推進

第7章 計画の推進に向けて

1 推進体制

本計画の環境将来都市像の実現のためには、取組の実効性を高め、また市民、事業者、市がそれぞれ、自らの役割を認識し、行動することが求められます。

ここでは、計画を着実に推進するために、各主体の役割や連携・協働を図るための組織・体制のあり方について示します。

(1) 市民

市民は、身近な生活環境への関心を高めるとともに、日常生活の中で環境負荷の低減に努め、また、身近な場所から環境保全のために積極的な行動を自らとることが期待されています。

地域や市民団体には、地域環境の継続的監視や、一般市民への普及啓発活動など、よりよい環境の実現に向けて、広い視野からの多様な活動が期待されます。また、市民、事業者と市とをつなぐ役割も期待されます。

(2) 事業者

市内で事業を行う事業者は、地域社会の一員として、法令などの遵守のみならず、事業活動における環境負荷の低減、事業内容や地区特性に応じた環境配慮、情報の公開、環境保全活動の積極的な取組が期待されます。

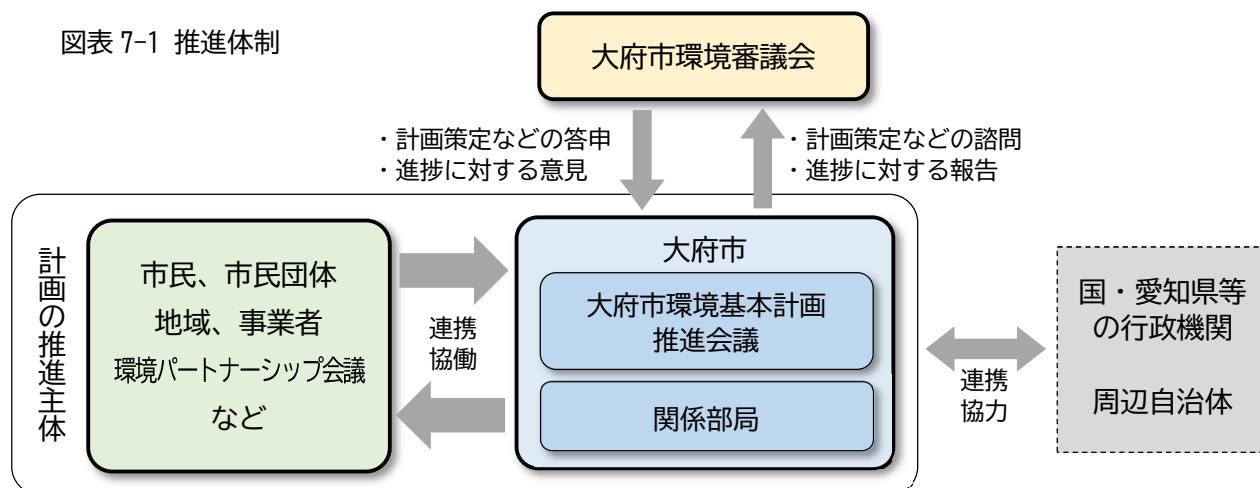
(3) 大府市

市は、良好な環境の保全・創出に関して、総合的かつ計画的な施策を策定、実施する役割を担います。また、率先して環境配慮を行い、各主体の取組を先導していくとともに、必要な支援や働きかけを行います。

(4) 大府市環境審議会

大府市環境審議会は、環境基本条例第20条に基づき設置するもので、計画の策定・変更について市長の諮問に応じ答申を行い、また、計画の年次報告書を市から審議会へ報告し、進捗状況に対して意見や提言を行うなど、環境保全に関する基本的事項の審議を行います。

図表 7-1 推進体制

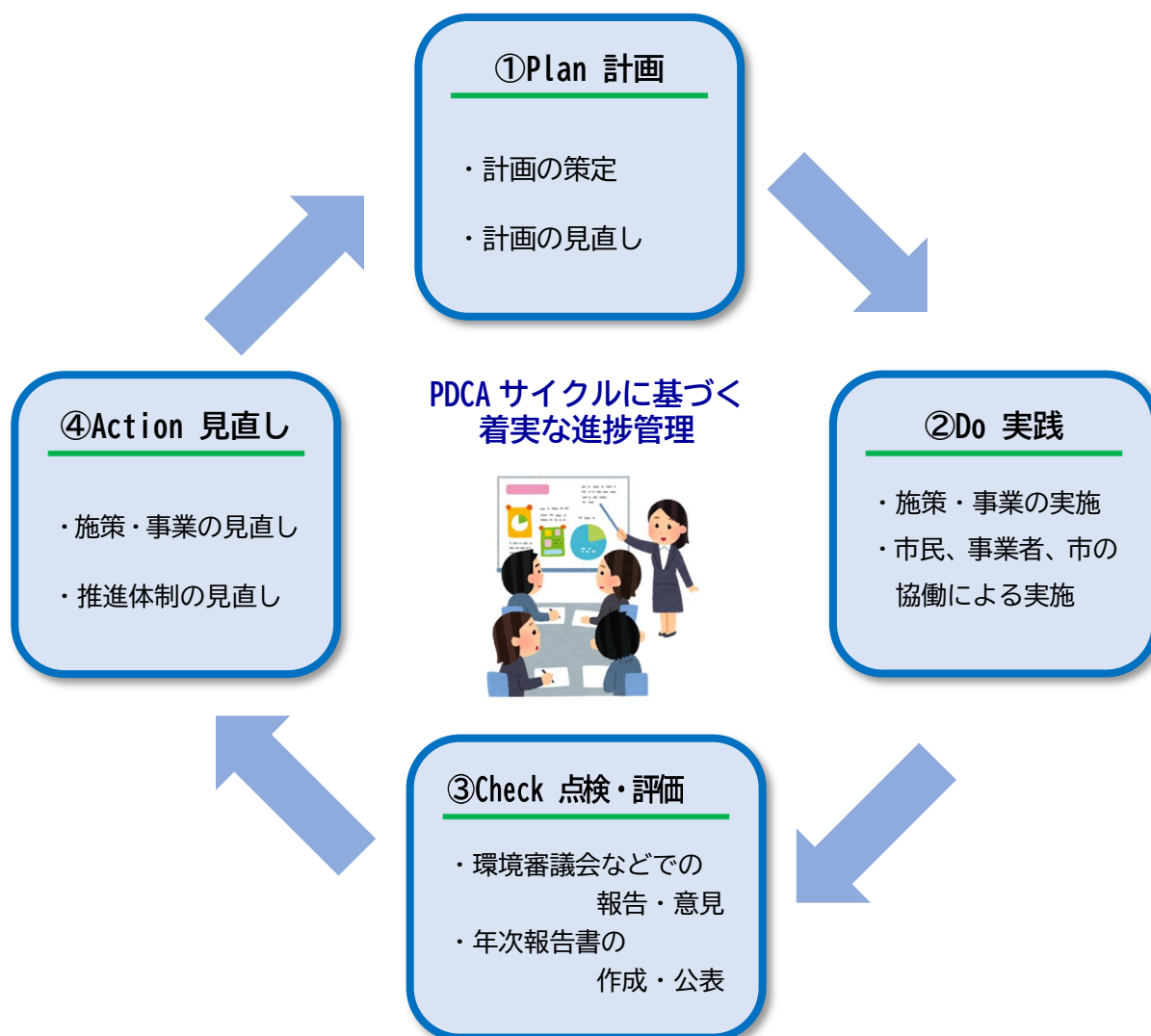


2 計画の進捗管理

本計画の環境将来都市像の実現のためには、取組を着実に進めるとともに、日々変化する環境情勢に対応できる柔軟な環境政策を推進する必要があります。

また、市民や事業者、市の取組について、その進捗状況や成果を定期的に点検・評価して、その結果をさらにその次の取組へとつなげていく必要があります。そこで、本計画では、環境マネジメントシステムを活用して、「Plan（計画）」「Do（実践）」「Check（点検・評価）」「Action（見直し）」のPDCAサイクルを回し、進捗管理を進めるとともに、大府市環境審議会に適宜報告しながら継続的改善を図っていくこととします。

図表 7-2 進捗管理の流れ



1 諮問・答申書

【諮問書】

6 大環第 471 号
令和 6 年 7 月 9 日

大府市環境審議会
会長 千頭 聡 様

大府市長 岡村 秀人

大府市環境基本計画の改定について（諮問）

大府市環境基本計画の改定について、大府市環境基本条例（平成 21 年 3 月 27 日大府市条例第 1 号）第 20 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

【答申書】

令和2年12月3日

大府市長 岡村 秀人 様

大府市環境審議会
会長 千頭 聡

大府市環境基本計画の改定について（答申）

令和元年7月9日
つきましては、慎重

中間見直し改定版の
答申書に変更

基本計画の改定に
答申します。

なお、本計画に掲げている施策を着実に実行するとともに、基本理念にあるとおり「一人ひとりが自分のこととして環境を意識し、学び、気づき、そして行動する市民を育む」を実践し、環境都市像である「人と自然が共生する みらい輝く健康都市」、及び2050年に温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた施策の推進を強く希望します。

2 大府市環境基本条例

平成 21 年 3 月 27 日大府市条例第 1 号

大府市環境基本条例（昭和 48 年大府市条例第 7 号）の全部を改正する。

私たちのまち大府は、豊かな自然環境の恵みの中で、農・工・商・住の調和のとれた都市として発展を遂げ、また、市民一人ひとりの健康を守るために、「健康都市」をまちづくりの基本理念とし、良好な環境が保たれるよう努めてきました。

しかしながら、まちの発展の過程では、多くの資源やエネルギーが使われ、身近な自然が失われるとともに、都市・生活型公害が発生し、さらには地球的規模の環境問題にまで広がりを見せています。

私たちは今、身近な環境を守り育むことが、ひいてはかけがえのない地球環境を守ることとなることを認識した上で、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を果たし協働することにより、現在及び将来の世代にわたり、快適な環境が保たれた「健康都市」の実現を目指してこの条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

3 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、市の健康で快適な環境が、現在の世代の市民のみならず、将来の世代の市民に継承されるべきものとして、行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない人と自然とが共生できる社会を構築することを目的として、すべての日常生活及び事業活動において行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であることにかんがみ、市民、事業者及び市がそれぞれ自らの課題であることを認識して、積極的に推進されなければならない。

（市民の役割）

第 4 条 市民は、環境の保全及び創造について関心を持つとともに、環境の保全及び創造について理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに自然環境及び良好な生活環境の保全及び創造に努めるものとする。

（事業者の役割）

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境の適正な保全及び創造に努めるものとする。

- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めるものとする。

（市の役割）

第6条 市は、自然環境及び良好な生活環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

（主体間の協働）

第7条 市民、事業者及び市は、それぞれの役割を果たすとともに、対等な立場で協働して環境の保全及び創造に関する施策の推進に努めるものとする。

（大府市環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、大府市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方針

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ大府市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（公害防止に関する施策）

第9条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のために、公害の防止に関し、必要な施策を講ずるものとする。

（開発行為等に関する施策）

第10条 市は、不良な生活環境の出現を未然に防止し、及び環境の良好な住宅地の開発を促進するために、必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、土地の区画又は形質を変更する開発行為等により、自然及び良好な生活環境又は歴史的及び文化的な遺産の保存が阻害されることのないように、必要な施策を講ずるものとする。

（自然環境に関する施策）

第11条 市は、緑（樹林、樹木、農地、草花等をいう。以下この項において同じ。）が有する環境の保全及び創造における機能を重視し、人と自然との豊かなふれあいを確保するために、緑の保護育成及び緑化推進に関し、必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、河川、ため池等の水環境を保全し、及び創造するために、必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるように、必要な施策を講ずるものとする。

（生活環境に関する施策）

第12条 市は、市民の快適な生活を確保するために、環境の美化及び清潔な生活環境の保全に関し、必要な施策を講ずるものとする。

（廃棄物の減量等に関する施策）

第13条 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、必要な施策を講ずるものとする。

（資源及びエネルギーに関する施策）

第 14 条 市は、環境への負荷の低減を図るために、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効活用に関し、必要な施策を講ずるものとする。

（地球温暖化の防止等に関する施策）

第 15 条 市は、地域の環境への負荷の積重ねが、地球全体の環境に影響を及ぼす問題の要因につながることを踏まえ、地球温暖化の防止等に関し、必要な施策を講ずるものとする。

（環境学習の推進）

第 16 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、環境の保全及び創造に関する学習の推進について、必要な措置を講ずるものとする。

（環境情報の提供等）

第 17 条 市は、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全及び創造に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるために、必要な措置を講ずるものとする。

（自発的な活動の促進）

第 18 条 市は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（国、他の地方公共団体等との協力）

第 19 条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

（大府市環境審議会）

第 20 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、この条例の目的達成に必要な事項を審議するため、大府市環境審議会を設置する。

2 前項に定めるもののほか、大府市環境審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（大府市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正）

2 大府市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和 48 年大府市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「大府市環境基本条例（昭和 48 年大府市条例第 7 号）第 8 条」を「大府市環境基本条例（平成 21 年大府市条例第 1 号）第 11 条第 1 項」に改める。

（大府市あき地の環境保全に関する条例の一部改正）

3 大府市あき地の環境保全に関する条例（昭和 48 年大府市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「大府市環境基本条例（昭和 48 年大府市条例第 7 号）第 9 条」を「大府市環境基本条例（平成 21 年大府市条例第 1 号）第 12 条」に、「はかり、あわせて」を「図り、併せて」に改める。

3 大府市環境審議会に関する規則

昭和 48 年 4 月 1 日大府市規則第 14 号

大府市環境審議会に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大府市環境基本条例（平成 21 年大府市条例第 1 号）第 20 条第 2 項の規定に基づき、大府市環境審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 知識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 各種団体の代表
- (5) 事業者の代表
- (6) 廃棄物処理業者の代表

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議事項)

第 4 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大府市環境基本計画に関すること。
- (2) 一般廃棄物の減量及び適正な処理に関すること。
- (3) その他環境の保全及び創造に関し市長が必要と認めること。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条 会長は、必要に応じ関係者の出席を求め意見を述べさせ、又は必要な資料の提出をさせることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民協働部環境課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 3 月 31 日規則第 18 号）
この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 3 月 31 日規則第 12 号）
この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 6 月 29 日規則第 42 号）
この規則は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 29 日規則第 29 号）
この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 11 月 29 日規則第 26 号）
この規則は、平成 13 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 28 日規則第 26 号）
この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日規則第 46 号）
この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条及び第 9 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日規則第 18 号）
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 27 日規則第 4 号）
この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

4 大府市環境審議会 委員名簿

(敬称略)

役職名	氏 名	ご 所 属 等
会 長	千頭 聡	日本福祉大学 国際学部 特任教授
副 会 長	西村 和子	大府市教育委員会 教育委員
委 員	村瀬 由理	大府市立大東小学校 教諭
//	高井 賢治	愛知県知多県民事務所 環境保全課 課長
//	深谷 剛寿	大府市区長会 会長
//	倉元須麻子	大府市地域婦人団体連絡協議会 会長
//	稲葉きみ子	あいち知多農業協同組合 女性部大府地域部長
//	間瀬 計行	大府商工会議所 事務局長
//	小椋 和美	大府市環境パートナーシップ会議
//	坂野 好子	バンノ自動車商会 代表者
//	深谷多恵子	株式会社みどりや
//	近藤 隆幸	株式会社豊田自動織機 安全・総務部 環境室 室長
//	相木 徹	オオブリュニティ株式会社 代表取締役
//	長畠 典子	環境美化推進員

5 環境に関する市民アンケート結果概要

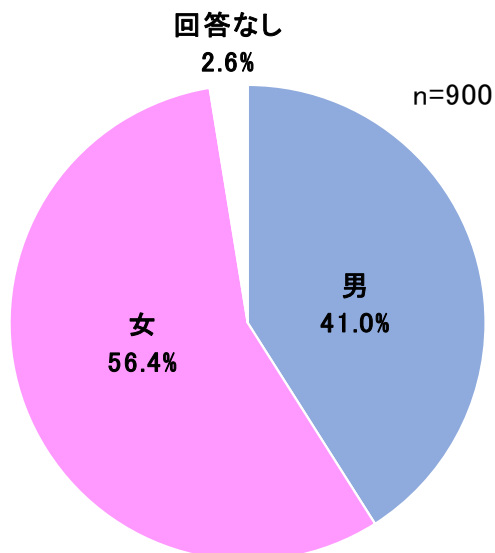
【調査内容】

- ◆調査目的 本市の環境施策の指針である環境基本計画の策定にむけて、市民の環境問題への意識や取組状況、今後の意向などを把握するとともに、市民・事業者と行政が協働により取り組むための計画を策定するための参考として実施した。
- ◆調査期間 令和元年6月20日～7月9日
- ◆調査対象 無作為抽出で15歳以上の市民2,000人に郵送
- ◆有効回答数 900人（有効回答率45.0%）

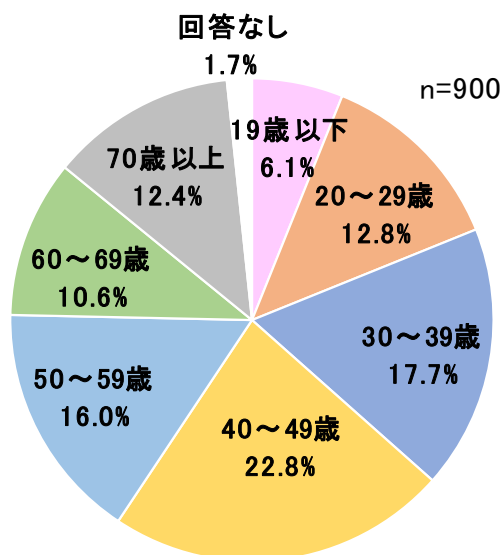
【結果概要】

1. 回答者の属性

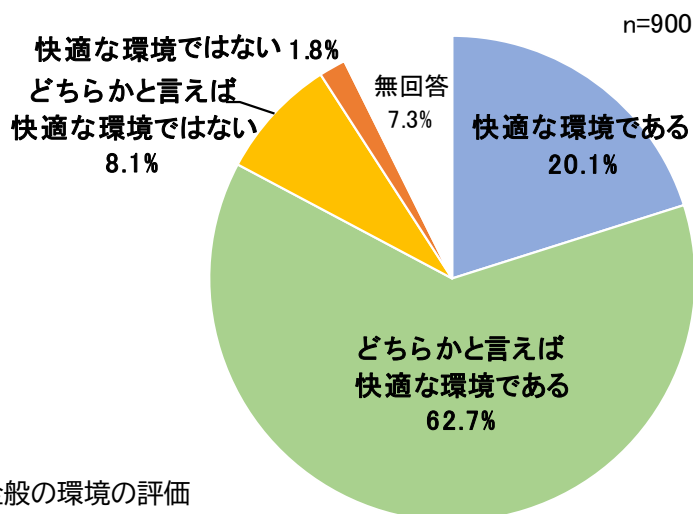
参考図表 1-1 性別



参考図表 1-2 年齢



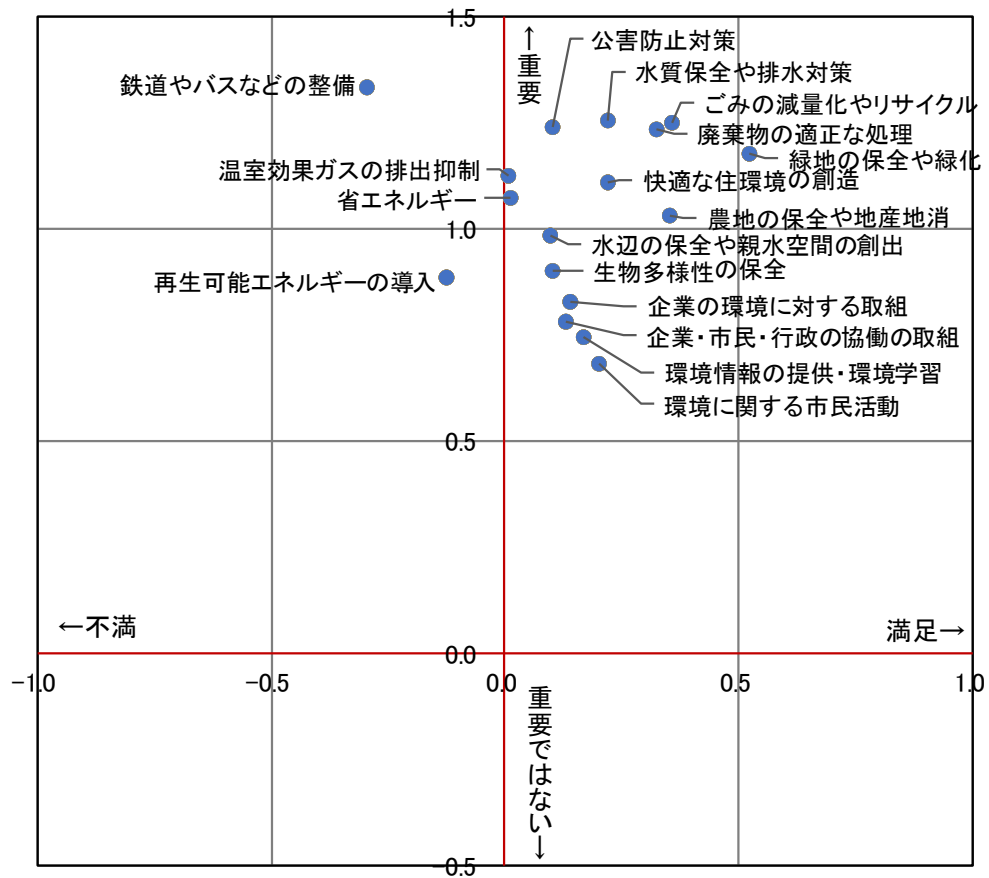
2. 本市の環境の評価



参考図表 1-3 本市全般の環境の評価

3. 本市の環境の取組に対する「満足度」と「重要度」

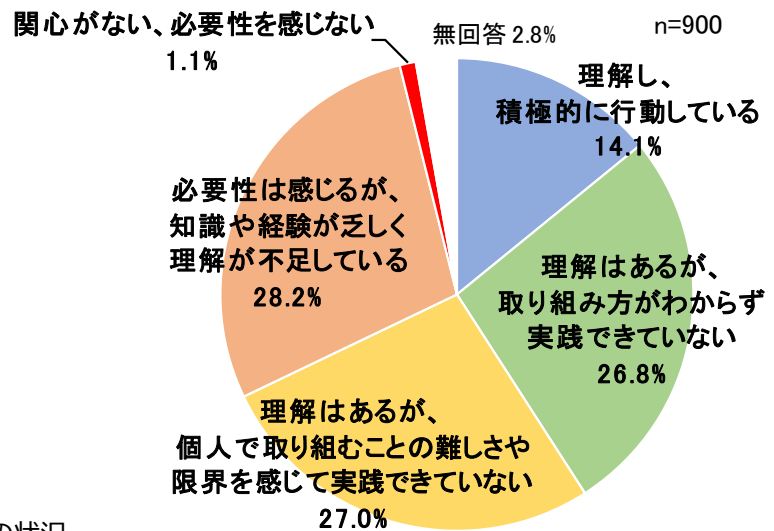
参考図表 1-4 本市の環境の取組に対する「満足度」と「重要度」



※「満足度」「重要度」の回答ごとに-2.0～+2.0のポイント化

n=900

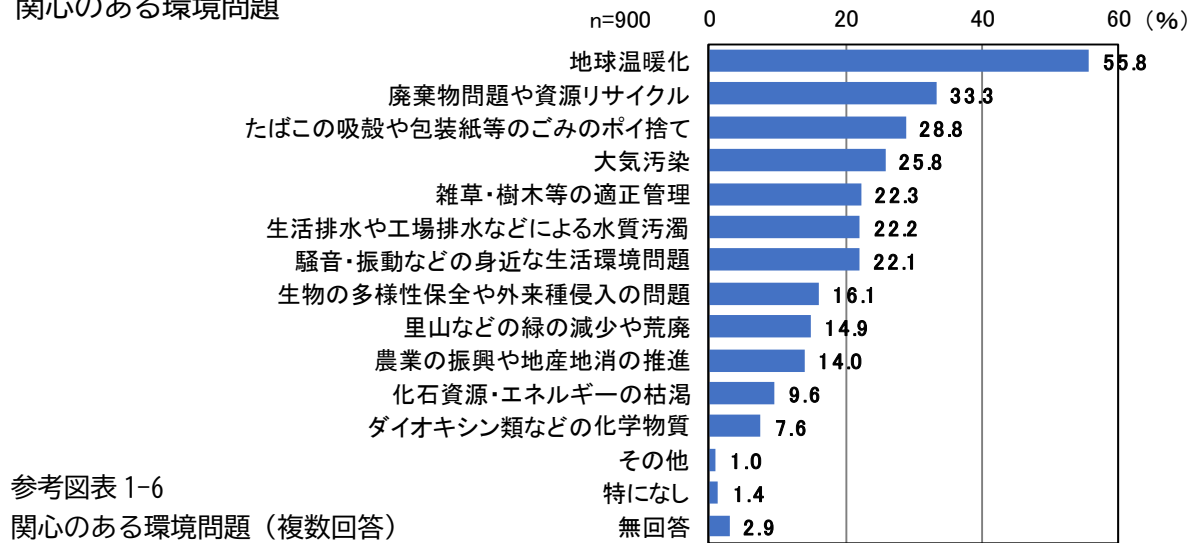
4. 環境に関する理解度や取組の状況



参考図表 1-5

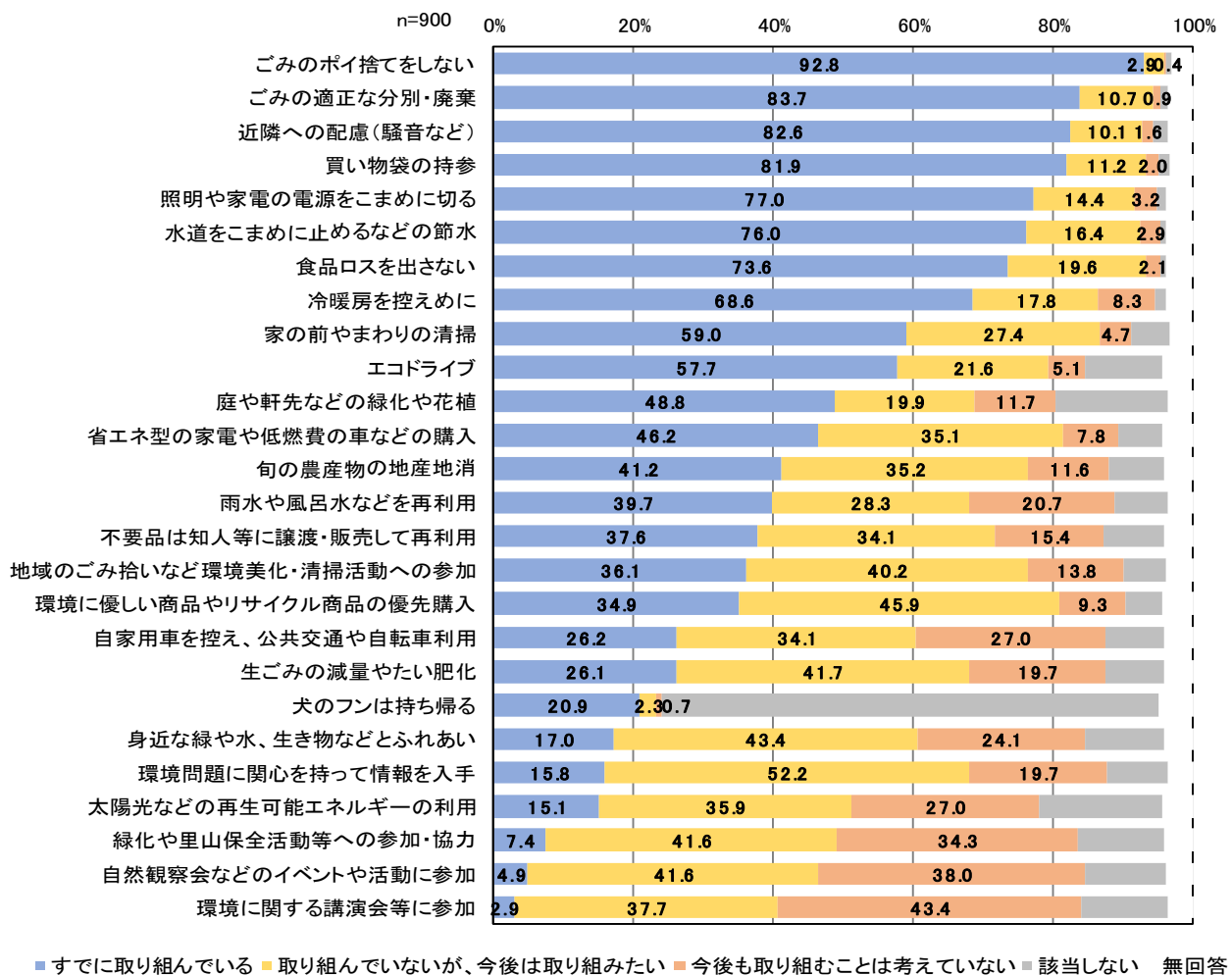
環境に関する理解度や取組の状況

5. 関心のある環境問題



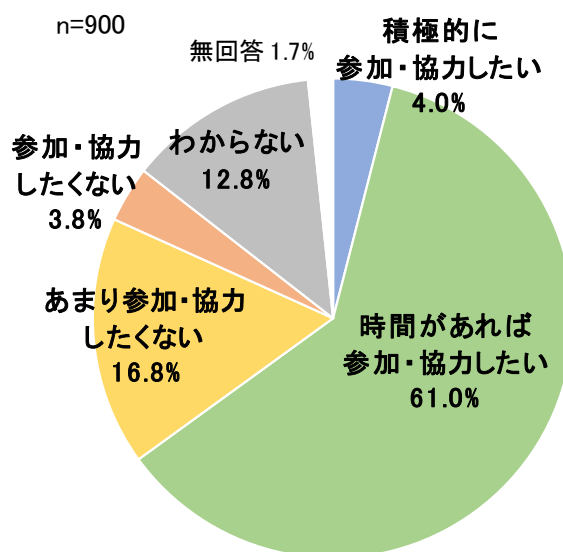
6. 日頃の環境行動

参考図表 1-7 日ごろの環境行動の取組状況及び取組意向



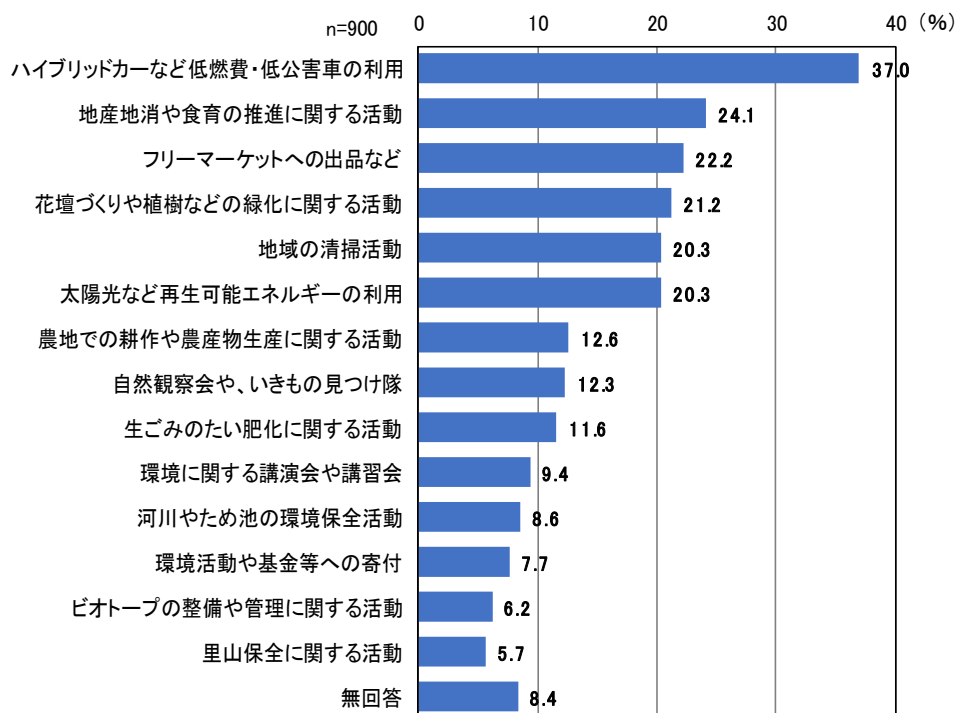
7. 環境活動への参加・協力意向

参考図表 1-8 今後の環境活動への参加・協力の意向



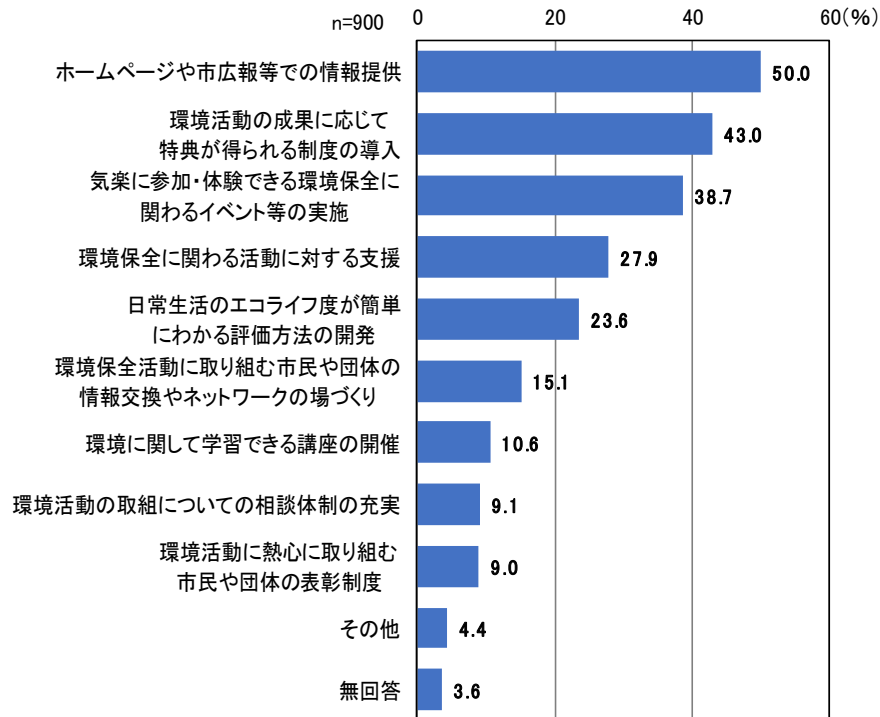
8. 取り組みたいと思う環境活動

参考図表 1-9 今後取り組みたいと思う環境活動（複数回答）



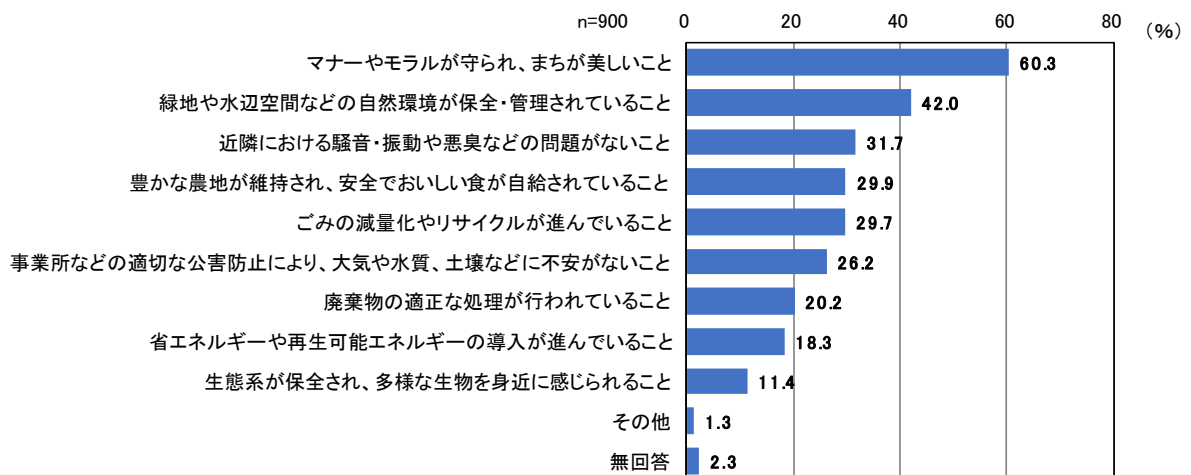
9. 環境行動を促すために必要なこと

参考図表 1-10 市民の環境行動を促すために必要なこと（複数回答）



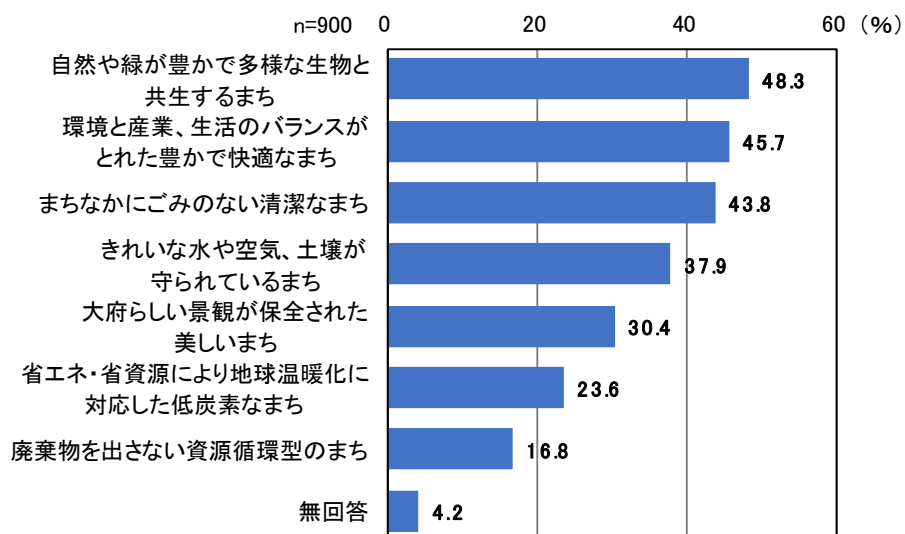
10. 生活環境において重要と考える要素

参考図表 1-11 生活環境において重要と考える要素（複数回答）



11. 本市が目指す『環境分野への配慮が行き届いている姿』

参考図表 1-12 本市が目指す『環境分野への配慮が行き届いている姿』
のイメージ（複数回答）



6 環境に関する事業所アンケート結果概要

【調査内容】

- ◆調査目的 本市の環境施策の指針である環境基本計画の策定にむけて、事業者の環境問題への取組状況、今後の意向などを把握するとともに、市民・事業者と行政が協働により取り組むための計画を策定するための参考として実施した。
- ◆調査期間 令和元年6月20日～7月9日
- ◆調査対象 市内事業所の中から、規模や業種のバランス等を考慮して抽出し 100 事業所に郵送
- ◆有効回答数 74 事業所（有効回答率 74.0%）

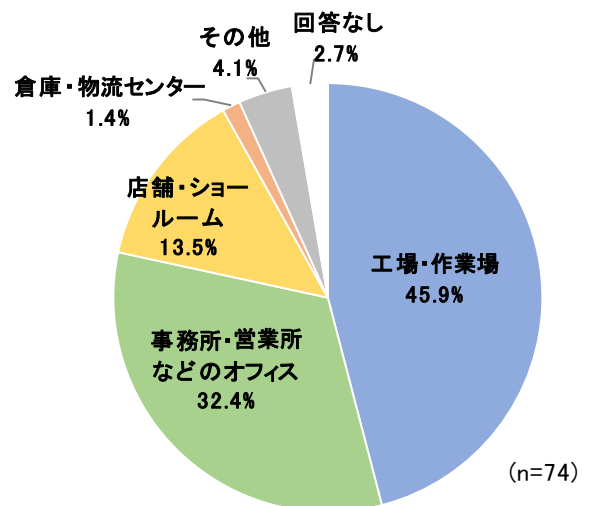
【結果概要】

1. 回答者の属性

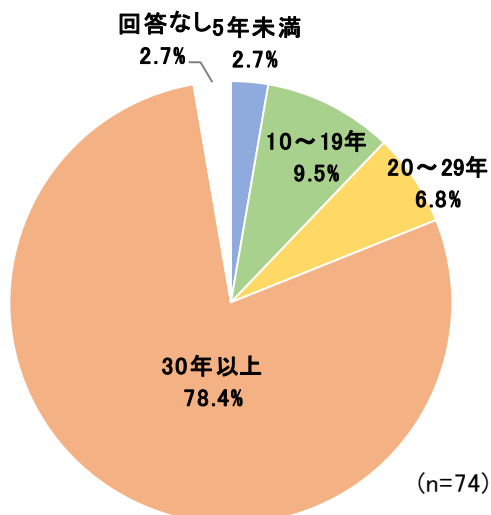
参考図表 2-1 業種

業種	件数	割合
製造業	28	37.8%
建設業	10	13.5%
サービス業	10	13.5%
金融・保険業	9	12.2%
小売業	3	4.1%
卸売業	2	2.7%
不動産業	2	2.7%
飲食店	2	2.7%
医療・福祉	2	2.7%
電気・ガス・水道業	1	1.4%
情報・通信業	1	1.4%
運輸業	1	1.4%
宿泊業	1	1.4%
回答なし	2	2.7%
合計	74	100.0%

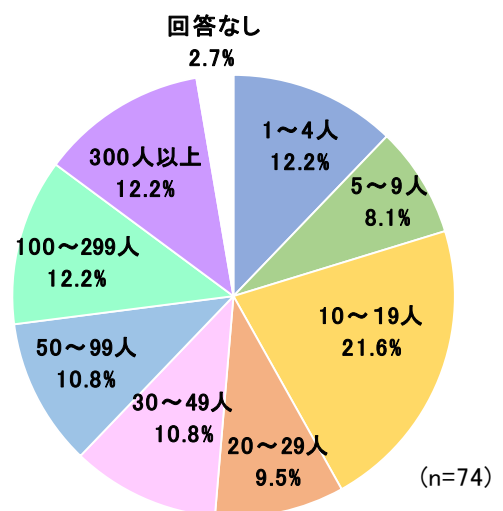
参考図表 2-2 市内にある事業所の種類



参考図表 2-3 大府市で事業を開始してから期間

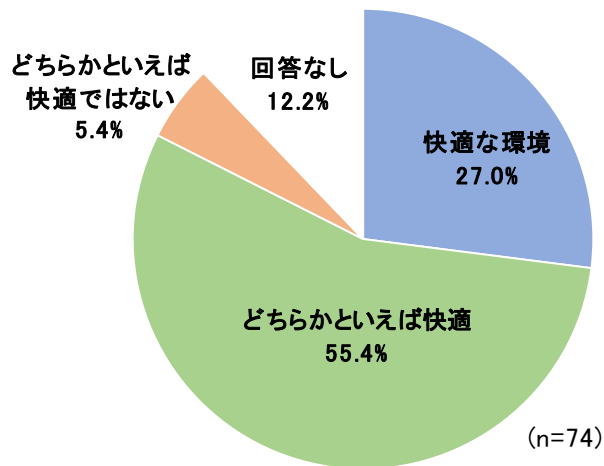


参考図表 2-4 大府市内の事業所の従業員数



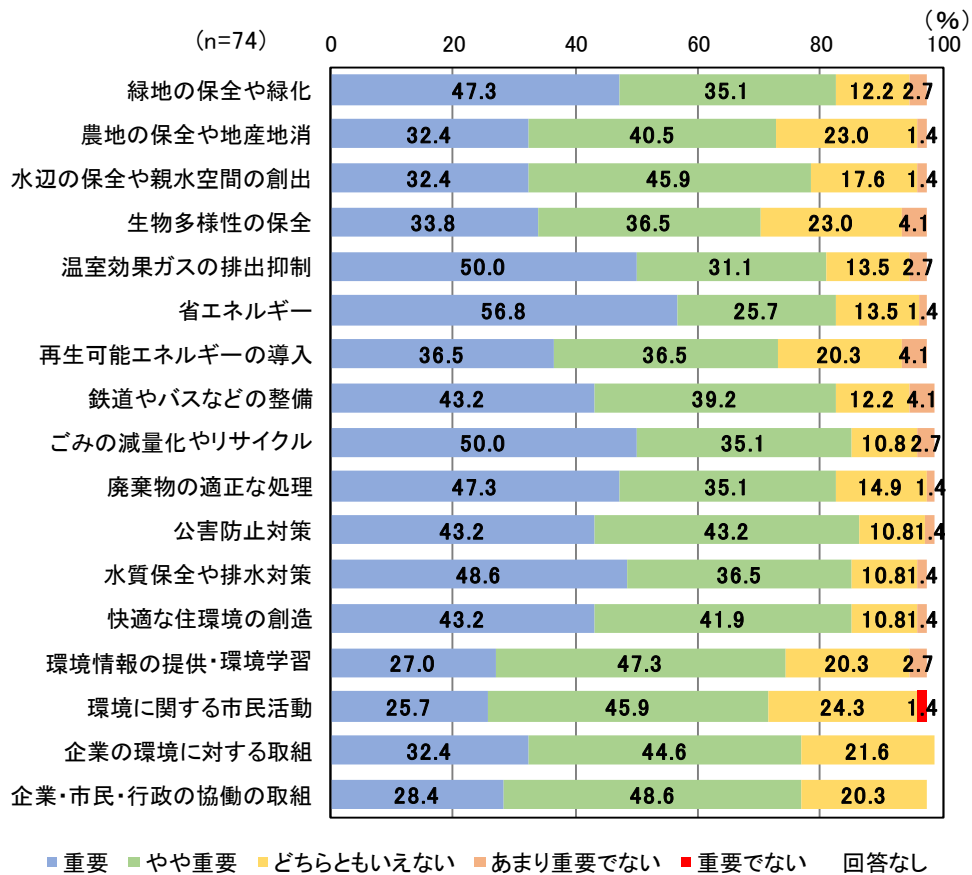
2. 本市の環境の評価

参考図表 2-5 本市全般の環境の評価



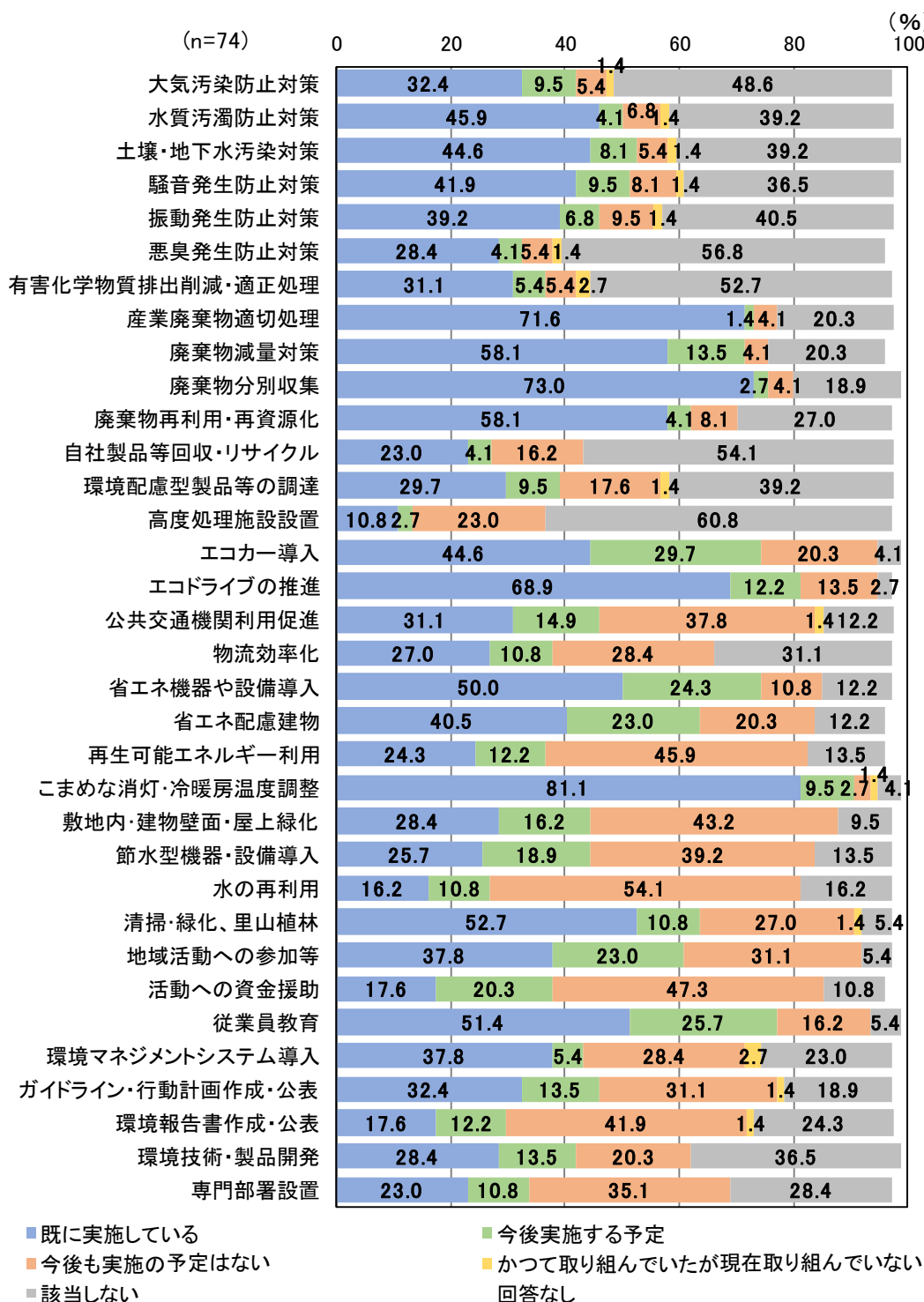
3. 本市の環境施策・取組の重要度

参考図表 2-6 本市の環境に関する施策・取組の重要度



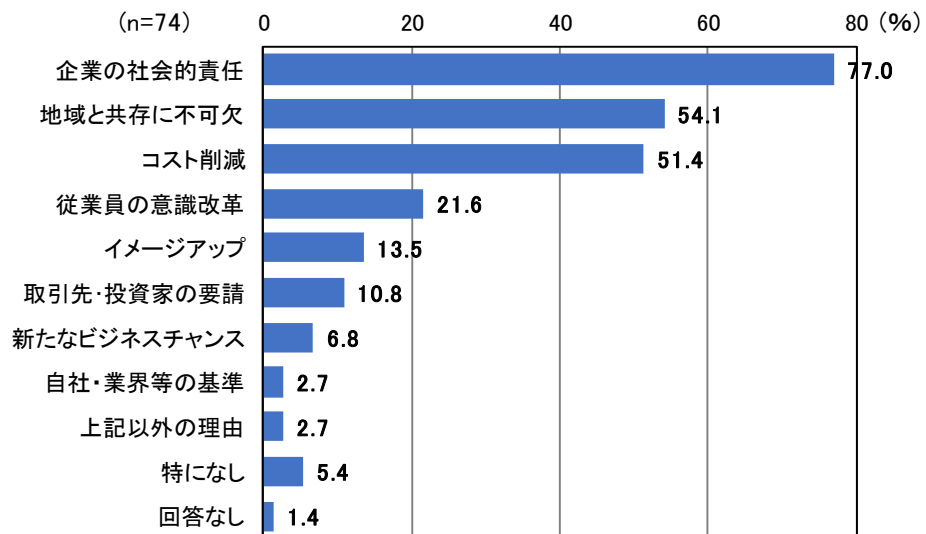
4. 事業所における環境対応

参考図表 2-7 事業所における環境対応の取組



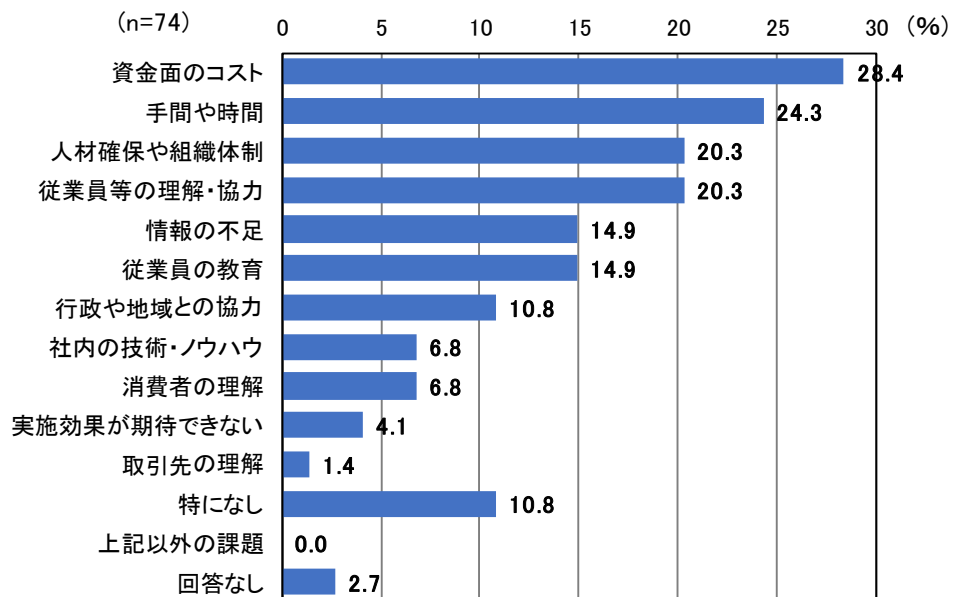
5. 環境問題に取り組む理由

参考図表 2-8 大事業所として環境問題に取り組む理由（複数回答）



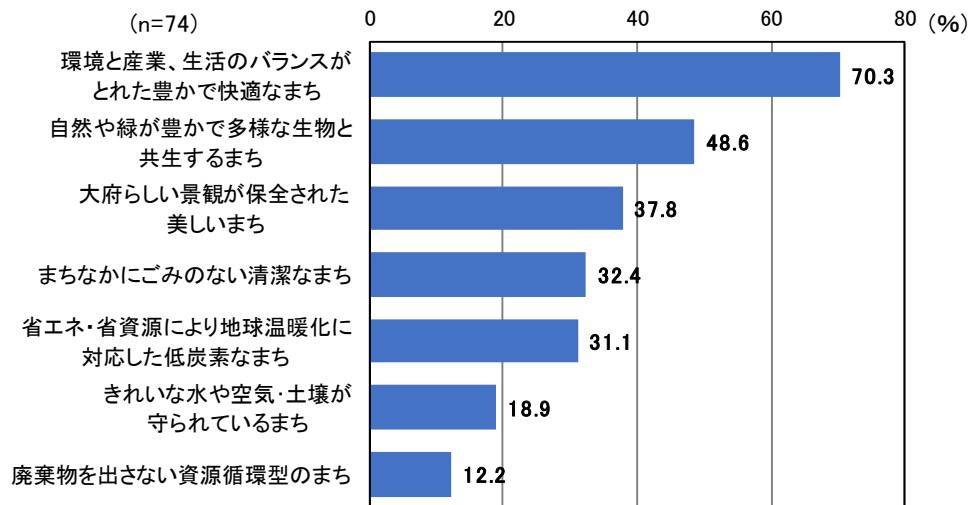
6. 環境問題に取り組む際の課題

参考図表 2-9 環境問題に取り組む際の課題（複数回答）



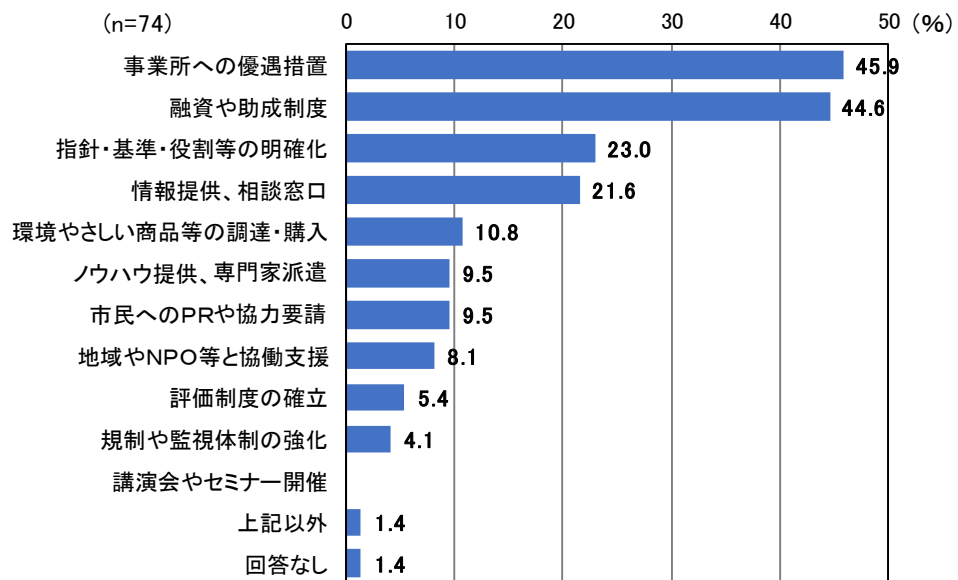
7. 本市が目指すべき環境の将来像

参考図表 2-10 本市が目指すべき環境の将来像（複数回答）



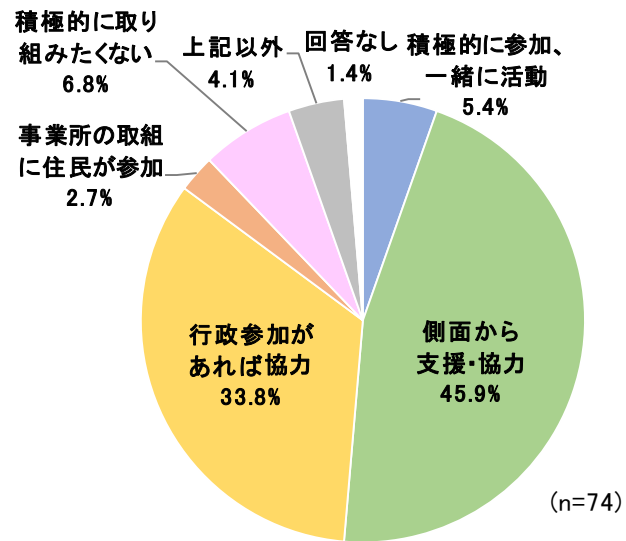
8. 行政に期待する支援や協力

参考図表 2-11 事業所の環境活動に対して期待する行政の支援や協力（複数回答）



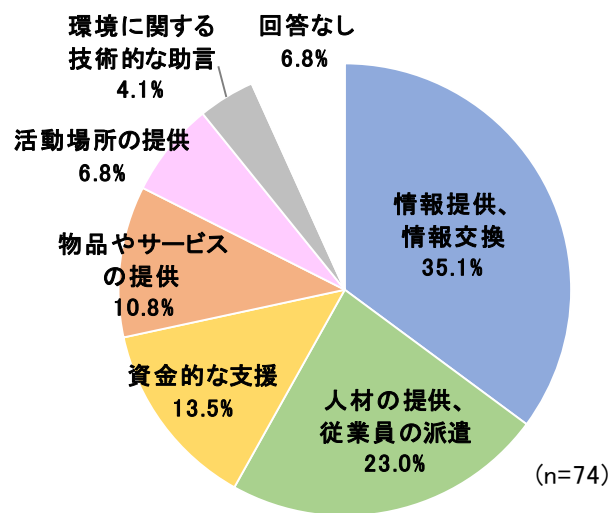
9. 地域やNPOの活動に対する協働の意向

参考図表 2-12 地域やNPOの活動に対する協働の意向



10. 地域やNPOの活動に対して協力できること

参考図表 2-13 地域やNPOの活動に対して協力できること



7 用語解説

◆ 英数字

A I

Artificial Intelligence の略。「人工知能」とも訳され、知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術のこと。

C S R

企業の社会的責任。企業は利益の追求だけでなく、環境保護・人権擁護・地域貢献など社会的責任を果たすべきであるとする経営理念。

H E M S

ホームエネルギーマネジメントシステム（Home Energy Management System）の略称。家庭でのエネルギー使用状況を、専用のモニターやパソコン、スマートフォン等に表示することにより、家庭における快適性や省エネルギーを支援するシステムで、空調や照明、家電製品等の最適な運用を促す。

I o T

Internet of Things の略。「モノのインターネット」と呼ばれ、従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ（センサー機器、駆動装置、建物、車両、電子機器など）が、インターネットを通じて相互に情報交換などが行える仕組みのこと。

I P C C (国連の気候変動に関する政府間パネル)

「気候変動に関する政府間パネル（I P C C：Intergovernmental Panel on Climate Change）」は、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和 63 年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画（U N E P）により設立された組織。

L E D 照明

L E DとはLight Emitting Diode の略で、導電することによって発光する半導体素子、発光ダイオードを使用した照明器具である。白熱灯や蛍光灯に比べて電気消費量が少なく寿命も圧倒的に長いため、CO₂排出量が少ない、取り替えなどが少なく維持管理コストが安いなどの長所がある。

2010 運動

環境省では「3010 運動」で普及啓発を行っているが、本市では独自に「2010 運動」として推進している。宴会や会食などの開始 20 分間は自分の席で食事をし、また、終了前 10 分間も自分の席に戻って食事をすることで、「食品ロス」を減らす運動。

4 R (Refuse、Reduce、Reuse、Recycle)

Refuse (リフューズ：発生回避)、Reduce (リデュース：排出抑制)、Reuse (リユース：再使用)、Recycle (リサイクル：再生利用) の4つの頭文字を示すもので、これらの行動を通してごみの減量や資源の有効活用などを進めて行くことを意味する。

◆ あ行

アスパ

アスパ (アンスメル、パワーの略。臭いを消す力の意味) 発酵合成型有機肥料。米ぬか、もみ殻、糖蜜などにEM (有効微生物群) を混ぜ合わせ、発酵乾燥させたもの。生ごみにアスパを振りかけると、EMがごみを腐敗させずに発酵させるため、いやな臭いがなくなり、ハエなどの発生も防ぎ、約10日間で有機肥料に変わり、庭木や菜園の肥料として利用できる。

アダプトプログラム

住民が公共施設、たとえば公園や歩道などをわが子のように愛情をもって面倒をみて、気持ちよく利用できるように、ごみを拾ったり樹木に水をあげたり除草したりするボランティア活動のこと。(アダプト (Adopt) とは、英語で養子にするという意味)

エコカー

エコカー減税の対象となる一定の排ガス性能、燃費性能を備えた自動車のこと。

エコライフ

日常生活が、自然や環境に影響を及ぼしているということを認識し、少しずつでもできるところから、環境にやさしい生活を実施し、地球への負担を少なくする生活スタイルのこと。

エシカル消費

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うこと。

大府市環境パートナーシップ会議

平成15年度に発足した組織で、地域に密着した環境活動を行っている市民団体・コミュニティ・事業者などの代表者で構成されている組織。毎年テーマを決めて環境活動に取り組んでいる。

温室効果ガス

大気圏にあって地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより地球温暖化の原因となる温室効果をもたらす気体の総称。京都議定書にて対象とされた温室効果ガスは二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF₆) の6種。このうち、HFC、PFC、SF₆は、すでに生産が全廃された特定フロンの代替品として開発されたフロン類似品で、代替フロンとも呼ばれている。

◆ か行

外来種

もともとその地域に生息していなかったのに、人間の活動によって意図的または非意図的に持ち込まれた生物のこと。本来の生態系を脅かし、農業などにも影響を与えるなど、被害が数多く発生している。

合併処理浄化槽

水洗式便所と連結して、し尿と併せて生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設。

環境アセスメント

土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者が、その事業の実施にあたり、あらかじめその事業の環境への影響を調査・予測・評価し、その結果に基づき、環境の保全に配慮した事業を行おうとするもの。

環境家計簿

家庭での電気・ガス・水道等の使用量や支出額を集計して、CO₂などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿のこと。環境家計簿をつけることによって、CO₂排出を減らす実践的な行動を促すことにつながり、さらに家計の節約も期待できる。

環境基準

環境基本法に基づいて、国が定める環境保全上の目標のこと。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地下水汚染及び騒音について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされる基準が設定されている。

環境マネジメントシステム

事業者が自らの環境保全の取組の効果と成果を自主的に評価し、その結果に基づいて新しい目標に取り組んでいこうという自立的なシステム。環境方針の策定とそれに基づく目標の設定、目標設定のための計画策定および達成度の評価を一連のものとして行う。代表的な環境マネジメントシステムとしては、国際規格であるISO14001や環境省が策定したエコアクション21がある。

クールシェア

「クールビズ」から、さらに一歩踏み込み、夏の家庭電気使用量の半分以上を占めるエアコンの使い方を見直し、なるべく1部屋に集まる工夫をしたり、公園や図書館などの公共施設を利用したりして、涼を共有（シェア）すること。

グリーンインフラ

自然が持つ力を活かして街の課題を解決しようとする考え方で、緑地、川、公園などの自然を活用することで、コンクリートだけの街よりもより快適で安全な都市を作ること。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。また、購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すこと。

公害防止協定

事業活動による公害の防止を図り、地域住民の健康を保護する立場から、公害行政を尊重し、相互に協力して地域の実情に適応した公害防止対策を推進することを目的として、市と事業者が締結する協定。

コンプライアンス

企業や組織が法令や倫理といった社会的な規範から逸脱することなく適切に事業を遂行することを意味する言葉。「法令遵守」と訳されることが多い。

◆ さ行

サイクルアンドライド

出発地からは自転車を利用し、途中で電車等により乗り換えて目的地まで移動する方式。

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、資源が枯渇せず比較的短時間に再生が可能なエネルギー。

自然エネルギー

再生可能エネルギーとも呼ばれ、自然界に存在するエネルギー源に由来し、かつ自然界の営みによって消費速度と同等以上の速度で再生されるエネルギーを指す。現在の主要エネルギー源である化石燃料など、有限かつ、地球温暖化の原因物質である温室効果ガス発生抑制のための代替エネルギーとして、近年活発に利用され始めている。

循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会のこと。

消費社会

広告やCMなどの媒体、モデルチェンジなどを利用し、「不必要なものを必要なものである」と消費者の購買意欲をそそることによって、消費活動が行われる社会。

食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

生物多様性

様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。

絶滅危惧種

様々な要因により個体数が減少し絶滅の危機に瀕している種・亜種。進化の過程で絶滅することもあるが、今日は様々な人間活動の影響による絶滅が多くなっている。

ゼロカーボンシティ

環境省では、2050 年までに温室効果ガス又は二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を公表した自治体を「ゼロカーボンシティ」とし、ゼロカーボンを目指す先進的な動きがさらに広まるよう、全国の自治体に対し参画を呼び掛けている。

◆ た行

地球温暖化

二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、地球で放出される熱量よりも吸収される熱量が上回り、地球の平均気温が上昇していく現象。

地産地消

地域で作られた農産物等をその地域内で消費すること。それにより農産物を輸送する距離が短くなることで地球温暖化対策にもつながる取組。

出前講座

市民の希望に応じて、市民が集まる場所に市職員が出向き、市の施策や行政の取組について話をするシステム。

◆ な行

ナッジ理論

ナッジ（nudge）は直訳で「ヒジでちゃんと突く」という意味になり、人々の行動や意思決定を微妙に誘導することで、特定の行動を促す社会科学の一分野。

人間の心理的傾向や行動パターンを利用したもので、選択肢を制限することなく、本人にとって気分良く、より良い選択を促すことができる。命令することなく、コストをかけずに実行できるのが特徴。

◆ は行

バイオマス

再生可能な、生物由来の有機性資源。化石資源を除いたもの。

ビオトープ

その土地に昔からいたさまざまな野生生物が自立して生息・生育し、自然の生態系が機能する空間のこと。最近は、人工的につくられた植物や魚、昆虫が共存する空間を呼ぶことが多くなっている。

ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。ヒートアイランド現象は年間を通じて生じているが、特に夏季の気温上昇が都市生活の快適性を低下させるとして問題となっている。

◆ ま行

マイクロプラスチック

海洋などの環境中に拡散した微小なプラスチック粒子。厳密な定義はないが、大きさが1ミリメートル以下、ないしは5ミリメートル以下のものを指す。海洋を漂流するプラスチックごみが紫外線や波浪によって微小な断片になったものや、合成繊維の衣料の洗濯排水に含まれる脱落した繊維、また研磨剤として使用されるマイクロビーズなどが含まれる。

緑のカーテン

建物の温度上昇の抑制や省エネルギーのため、植物を建築物の外側に生育させること。ゴーヤやアサガオなどのつる性植物を利用することが多い。

◆ や行

遊休農地

1年以上耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地のこと。

8 指標一覧

《基本方針1》 持続可能なくらしづくり			
基本施策	成果を測るものさし（成果指標）	現状値	目標値
①安心・安全 ・快適な生活 環境づくり	公害苦情発生件数	85 件	75 件
	「ごみの散乱がなくきれいな景観づくりに満足している」市民の割合	61.8%	70.0%
《基本方針2》 学びあうみらいの人づくり			
基本施策	成果を測るものさし（成果指標）	現状値	目標値
①地域協働 ・人づくり	「地域のイベントに協力している」市民の割合	34.2%	40.0%
	クリーン・アップ・ザ・ワールド in 大府の活動回数	6 回	10 回
《基本方針3》 環境に配慮した社会づくり			
基本施策	成果を測るものさし（成果指標）	現状値	目標値
①循環型 社会づくり	ごみ(資源物を除く。)1人1日当たりの排出量	650g	590g
	資源化率	25.7%	30.0%
②脱炭素 社会づくり	市内の二酸化炭素排出量	1,188 千トン (令和3年度)	567 千トン
	「太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入や節電などの省エネルギーに取り組んでいる」市民の割合	32.9%	40.0%
③自然共生 社会づくり	「緑を植えたり、緑を守ることに取り組む」市民の割合	46.8%	55.0%
	「水辺や緑と親しめる空間の整備に満足している」市民の割合	49.4%	60.0%

※成果を測るものさし（成果指標）の「現状値」は、原則として平成30年度の値とし、異なる場合には表中に年度を記載

本市における温室効果ガス削減の目標				
	平成25年度 【実績値】	令和12年度 【目標値】	令和32年度 【長期目標】	(参考) 改定前計画
総排出量	1,135 千 t-CO ₂	567 千 t-CO ₂	排出実質ゼロ※	864 千 t-CO ₂
平成25年度比	—	△50.0%		△26.0%

※排出実質ゼロ：CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること

大府市地域気候変動適応計画の目標			
項目	目標	現状地	
		数値	年度
治水対策量の達成率	72%	66.9%	R 4
「震災や水害に対する防災対策に満足している」 市民の割合	50%	39.2%	R 4

※第6次大府市総合計画の施策評価指標を引用

第3次 大府市環境基本計画
～エコ・フレンドリープラン～
中間見直し改定版

令和6年12月 発行

発行者：大府市

住所 〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目 70 番地

電話 0562-47-2111（代表）

ウェブサイト URL <https://www.city.obu.aichi.jp/>

編集：大府市 市民協働部 環境課



大府市